

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月18日

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階

【事務連絡者氏名】 三島 克哉

【電話番号】 (03) 6402 - 2700

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 インベスコ マンスリー・インカム・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ マンスリー・インカム・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社であるインベスコ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

格付

取得していません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

* 受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

取得の申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日の日本経済新聞朝刊に「Mインカ」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

申込手数料¹は、申込口数、申込金額²または申込代金³などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

1 申込手数料には、申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

2 「申込金額」とは、「取得の申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数」により計算される金額をいいます。

3 「申込代金」とは、「申込金額+申込手数料（税込）」により計算される金額をいいます。「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

* 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成22年7月5日から平成22年8月5日まで

* 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9)【払込期日】

受益権の取得申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、申込代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込代金の利息

申込代金には利息を付しません。

日本以外の地域における発行

行いません。

クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用

ありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」とい

います。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、取得のお申し込みの受け付けを行いません。

ファンドに関する照会先

インベスコ投信投資顧問株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6402-2700

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義	
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド	
	追加型投信		
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの	
	海外		
	内外		
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの	
	債券		
	不動産投信		その他資産
	資産複合		

* 当ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義	
投資対象資産	株式		目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの 目論見書または信託約款において、特にクレジットに対して「低格付債」の明確な記載があるもの
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性(低格付債))		
	不動産投信		
	その他資産		
	資産複合		
決算頻度	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	目論見書または信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
	年1回	年2回	
	年4回	年6回(隔月)	
	年12回(毎月)	日々	
	その他		

投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域、エマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
為替ヘッジ	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		

* 当ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

1。

インベスコ マンスリー・インカム・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主として米ドル建てハイ・イールド社債（高利回り社債）および米ドル建て新興国公社債（エマージング・カンントリー公社債）へ投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

2。

業種分析による分散投資とクレジット・リスク（信用リスク）分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。

3。

インベスコ・アドバイザーズ・インクに運用指図にかかる権限を委託します。

4。

原則として毎月、収益配分方針に基づき分配を行います。

* 原則として毎月10日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。

* 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。



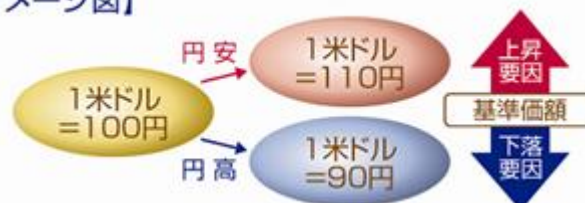
分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。上図はあくまでもイメージ図であり、分配金の支払いを保証するものではありません。

為替ヘッジは原則として行いません。

* 原則として、為替ヘッジを行いません。そのため、為替が円安方向に振れた場合ファンドの基準価額の上昇要因となり、逆に、円高方向に振れた場合、基準価額の下落要因となります。

5。

【イメージ図】



ファンドの投資対象について

高利回り社債（ハイ・イールド債）とは

BB (Ba)格以下に格付されているハイ・イールド債と呼ばれる社債に投資します。
一般的に、ハイ・イールド債は格付が低いため、その分利回りが相対的に高くなります。

[格付と信用の関係について]

	S&P	Moody's
投資適格債	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa
ハイ・イールド債	BB B CCC CC C	Ba B Caa Ca C

低 ↑ 利回り ↓ 高
高 ↑ 信用力 ↓ 低

ファンドの
主な投資対象

新興国公社債（エマージング・カントリー公社債）とは

エマージング・カントリー公社債とも呼ばれ、一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国やその現地企業等が発行する政府債、政府機関債、社債等のことです。一般的にこれらの国々の公社債は、先進国の公社債と比較して利回りが高くなります。

ファンドの主な投資対象国は以下となります。

中南米・カリブ諸国	アジア	欧州・中東・アフリカ
アルゼンチン メキシコ ブラジル パナマ チリ ペルー コロンビア ベネズエラ	フィリピン マレーシア 中国 インドネシア	ブルガリア ポーランド ロシア エジプト トルコ 南アフリカ

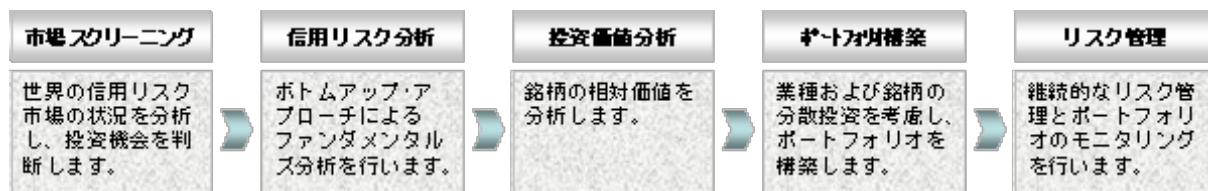
2010年4月現在

*但し、上記以外の新興国の公社債に投資する場合があります。

ファンドの運用プロセス

運用プロセス

ポートフォリオの構築は、インベスコ・グループのグローバルなリサーチ・グループによるサポートを活用して行われます。



資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

<p>委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社</p>	<p>投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。</p>
---------------------------------	--

<p>受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。</p>
<p>販売会社</p>	<p>受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。</p>
<p>投資顧問会社 インベスコ・アドバイザーズ・インク</p>	<p>委託会社よりファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、ファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。</p>

c . 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

<p>受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約</p>	<p>信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。</p>
<p>販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約</p>	<p>受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・解約金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。</p>
<p>投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約</p>	<p>委託会社が投資顧問会社に委託するファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。</p>

[次へ](#)

委託会社等の概況

- a . 名称（商号等） インベスコ投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号
- b . 加入協会 社団法人 投資信託協会
社団法人 日本証券投資顧問業協会
- c . 代表者の役職氏名 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト
- d . 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー25階
- e . 資本金 480百万円（平成22年4月30日現在）
- f . 沿革
- 昭和58(1983)年 東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始
- 昭和62(1987)年 投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得
- 平成2(1990)年 インベスコ投信株式会社を設立
- 平成4(1992)年 厚生年金基金の運用を受託
- 平成7(1995)年 公的年金の運用を受託
- 平成8(1996)年 投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
- 平成10(1998)年 エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

g . 大株主の状況（平成22年4月30日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市フィンズベリースクウェア 30番地EC2A 1AG	9,600株	100%

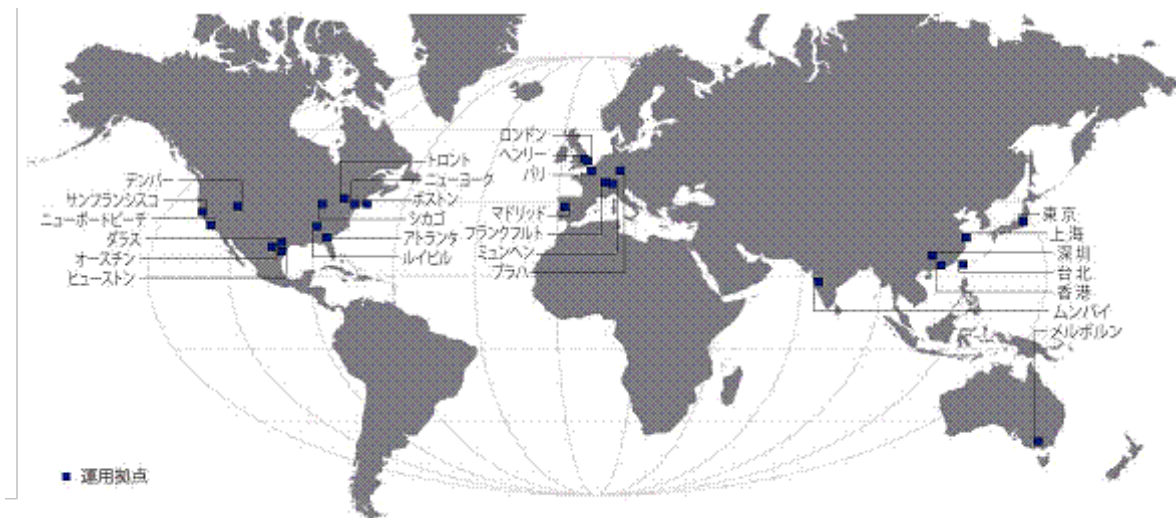
h . 委託会社の属する企業グループについて（平成21年12月末現在）

委託会社はインベスコ・リミテッドを持株会社とする独立系運用会社です。インベスコ・リミテッドの組織図、グローバルネットワークおよび運用資産残高の推移は以下のとおりです。

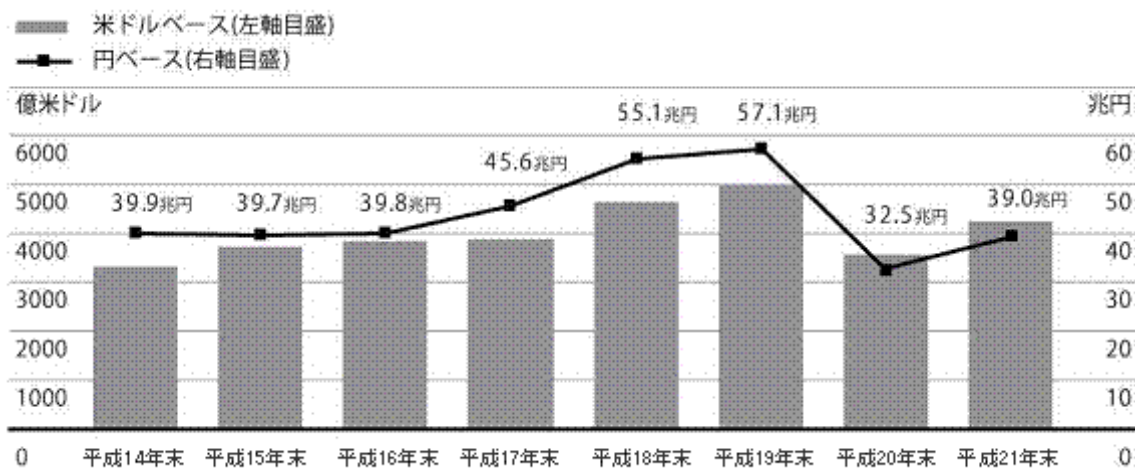


*米ドルの円換算は、平成21年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=92.10円）によります。上記組織図はグループの概略を示したものであり、その法的位置付けを表したものではありません。

グローバルネットワーク



運用資産残高の推移



*米ドルの円換算は、各末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、世界各国の高利回り公社債への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

主な投資態度

- a．主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カンントリー公社債へ投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
- b．業種分析による分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。
- c．運用にあたっては、原則として次の範囲で行います。
 - 米ドル建て高利回り社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の80%程度を最低限度とし、B B格、B格およびこれに準ずるものを中心とします。
 - 米ドル建てエマージング・カンントリー公社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%程度またはそれ以下とします。
 - 同一発行体の発行する銘柄への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - モーゲージ担保証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- d．米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替のヘッジを行うことがあります。
- e．投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト（元利金の支払い不履行および遅延）、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）の発生、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする有価証券（信託約款第19条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券
- b．地方債証券
- c．特別の法律により法人の発行する債券
- d．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- e．転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券

新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。

- f . コマーシャル・ペーパー
- g . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a . から f . の証券または証書の性質を有するもの
- h . 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第10号で定めるものをいいます。）
- i . 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号で定めるものをいいます。）
- j . 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第18号で定めるものをいいます。）
- k . 外国法人の発行する譲渡性預金証書
- l . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- m . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- n . 外国の者に対する権利で前m . の有価証券の性質を有するもの
なお、e . の証券および g . の証券または証書のうち e . の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、a . から d . までの証券および g . の証券うち a . から d . までの証券の性質を有するもの、ならびに i . に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、h . の証券および i . の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品（信託約款第19条第 2 項）

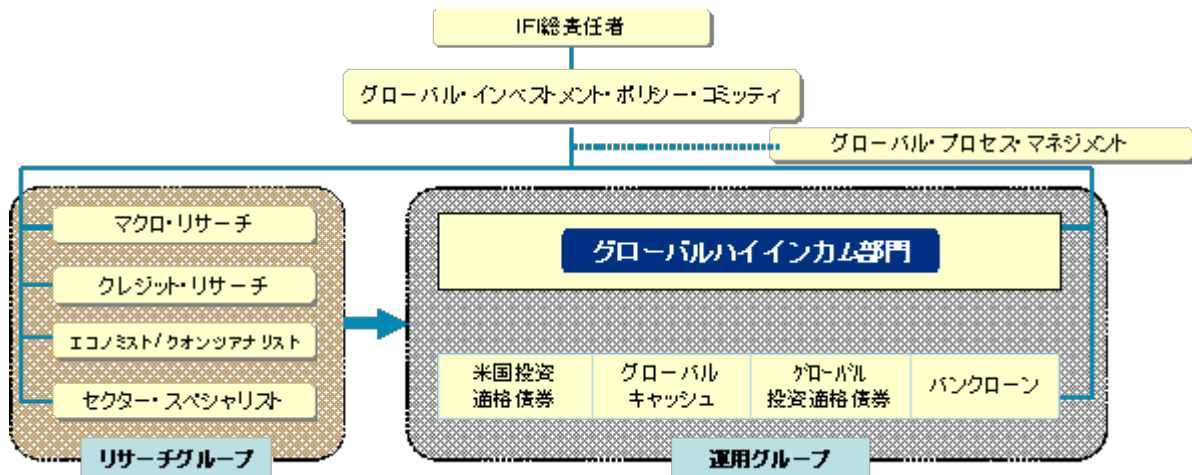
委託会社は、信託金を、前記「投資対象とする有価証券」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で前 e . の権利の性質を有するもの
前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】

インベスコ・アドバイザーズ・インクにおける当ファンドの運用体制

運用体制図



ファンドの運用体制の概要

委託会社は、ファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アドバイザーズ・インクに委託します。

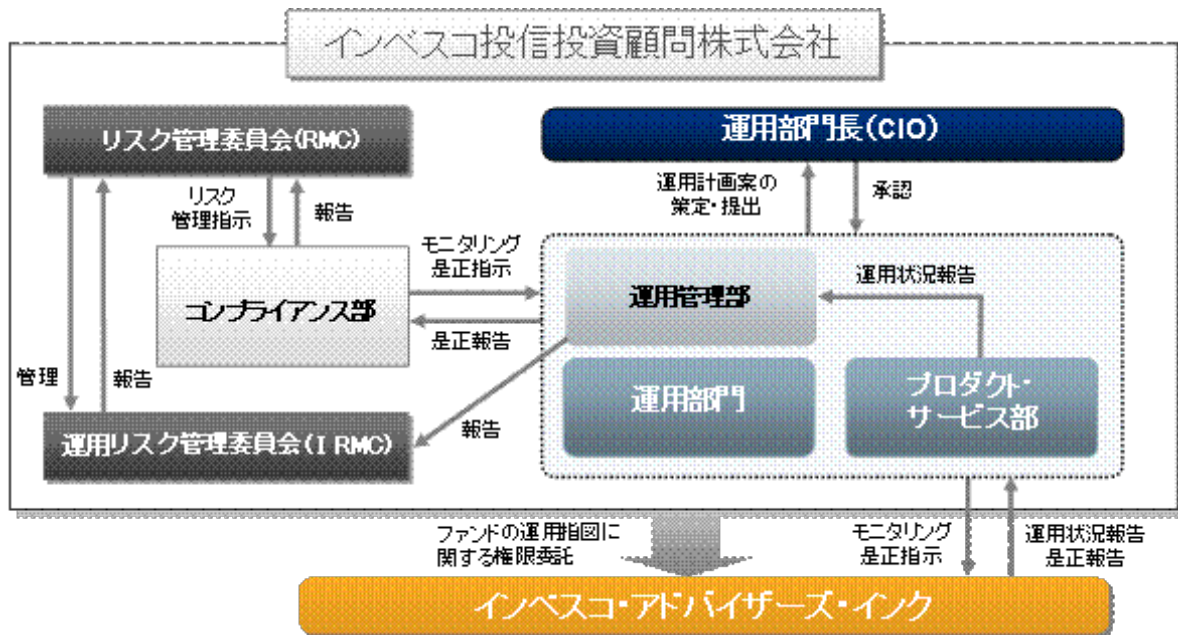
ファンドの運用は、インベスコ・アドバイザーズ・インクに所属しているグローバルハイインカム部門が担当します。

グローバルハイインカム部門はインベスコ全体の債券運用を統括するインベスコ・フィックス・インカム（以下「IFI」といいます。）の一部門であり、リサーチグループ（マクロ・リサーチ、クレジット・リサーチ他、4つのチームにより構成）からの情報をもとにポートフォリオを構築します。

超過収益の源泉に関わるリサーチ、ポートフォリオのポジション、パフォーマンスなどは、すべて債券管理システム（Q-Tech）に保存され、リアルタイムで情報を共有化する体制が整っています。

ファンドの関係法人に対する管理体制

関係法人に対する管理体制の概要



内部管理および意思決定を監督する組織	<p>コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用部門およびプロダクト・サービス部へ是正を指示し、是正状況を確認します。</p> <p>運用部門の運用管理部（3名程度）は、運用部門およびプロダクト・サービス部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告します。</p> <p>運用リスク管理委員会（10名程度）は、運用管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。</p> <p>*詳しくは、「投資リスク」の(2)投資リスクに対する管理体制をご覧ください。</p>
運用に関する社内規定	<p>ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。</p>
ファンドの関係法人に対する管理体制	<p>投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。</p> <p>受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。</p>

上記運用体制における組織名称などは、平成22年7月5日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

ファンドの決算日

毎月10日（同日が休業日の場合は翌営業日）。

分配方針（信託約款 運用の基本方針 3 . 収益分配方針）

委託会社は、毎決算時に原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰り越し分を含めた利子・配当収益と売買益等（評価益を含みます。）の全額とします。
- ・ 分配金額は、原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額の水準、市場環境等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ・ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益の分配方法（信託約款第44条）

a . 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ . 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

* 諸経費とは、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立て替えた立替金の利息をいいます。以下同じです。

* 諸費用とは、監査費用、法律顧問への報酬、受益権の管理事務に関連する費用等、有価証券届出書・有価証券報告書・臨時報告書・目論見書・信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面および運用報告書の作成・印刷・交付・届出または提出にかかる費用、受益者に対してする公告にかかる費用をいいます。以下同じです。

ロ . 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b . 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

分配金の支払い

a . 「自動けいぞく投資コース」

分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。

b . 「一般コース」

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。

* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に支払います。

* 「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

信託約款上の投資制限

- a. 株式¹への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限 ）
投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 1 株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。
- b. 投資する株式の範囲（信託約款第21条）
- イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所²に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。
- なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
- ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書などにおいて上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- c. 外貨建資産への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限 ）
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- d. 同一銘柄の株式への投資制限（信託約款第22条）
委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 同一銘柄の転換社債などへの投資制限（信託約款第25条）
委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 投資信託証券への投資制限（信託約款第19条第5項）
委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第23条）
- イ. 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じです。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じです。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じです。）を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じです。）
- ()先物取引の売建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- ()先物取引の買建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金ならびに償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに信託約款第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ()コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、当「g. 先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- ()先物取引の売建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じです。)の時価総額の範囲内とします。
 - ()先物取引の買建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ()コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当「g. 先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- ()先物取引の売建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金ならびに信託約款第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ()先物取引の買建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに信託約款第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額(以下当ハ.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じです。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債

権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。

- ()コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当「g.先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

h. スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第24条）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

i. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第26条）

イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

()株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

()公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ. 前イ.の()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

k. 外国為替予約取引の指図（信託約款第28条）

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

l．有価証券の売却等の指図（信託約款第35条）

委託会社は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

m．再投資の指図（信託約款第36条）

委託会社は、前l．の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

n．資金の借り入れ（信託約款第37条）

イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ハ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ニ．分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は分配金の再投資額を限度とします。

ホ．借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

a．デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b．同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、下記イ．に掲げる数がロ．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ．その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数

ロ．当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、当ファンドは、外国の公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は金利動向などによって変動し、組入公社債の発行者の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

基準価額の主な変動要因

公社債にかかるリスク (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します（値幅は、残存期間、発行者、債券の種類などにより異なります。）。また、公社債の発行者の財務状況の悪化などの信用状況の変化、またはそれが予想される場合、価格が下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
デフォルト・リスク	利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（デフォルト）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債の価格が大きく下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

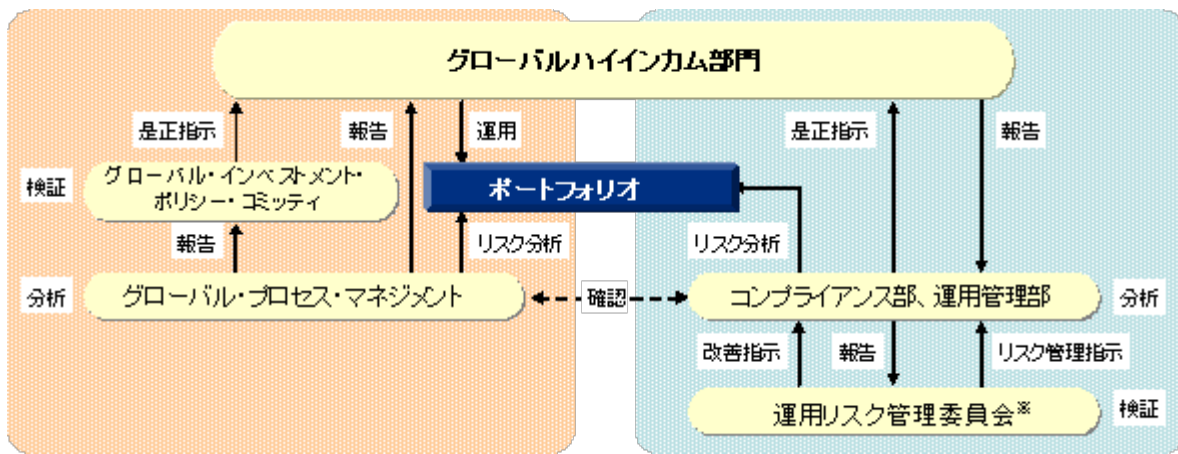
カントリー・リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化が発生した場合や、政府当局による海外からの投資規制などの新たな取引規制の導入あるいは法令・政策の変更等があった場合には、証券市場が悪影響を受ける可能性があり、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなることがあります。 ・投資対象国・地域においては、証券の決済システムや市場インフラが未発達であったり、証券の売買を行う仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性があります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。 ・投資対象国・地域の税制は、先進国と異なる面があります。また、税制の変更や新たな税制の適用により、基準価額が下落することがあります。 ・投資対象国・地域においては、企業会計や情報開示等にかかる法制度や習慣等が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を確保できないことがあります。
流動性リスク	流動性や市場性が低い有価証券について、期待される価格や希望する数量を売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

基準価額のその他の変動要因

解約資金手当によるリスク	短期間に相当金額の解約資金の手当てを行うため、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生する場合があります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

(2)投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制図



リスク管理体制の概要

グローバルハイインカム部門と独立したグローバル・プロセス・マネジメント、委託会社（東京）のコンプライアンス部および運用管理部は、ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況のモニタリング、ポートフォリオおよびパフォーマンスの分析を行い、分析結果を適宜、確認できる体制としています。

* 運用リスク管理委員会の構成メンバーは、運用部門担当役員、運用部門各部長、コンプライアンス部長、プロダクト・サービス部長および議長（運用管理部長）が任命する者です。

上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料¹は、申込口数、申込金額²または申込代金³などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

- 1 申込手数料には、申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。
- 2 「申込金額」とは、「取得の申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数」により計算される金額をいいます。
- 3 「申込代金」とは、「申込金額+申込手数料（税込）」により計算される金額をいいます。「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

当ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

* 「信託財産留保額」とは、解約者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

計算方法

毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.6275%（税抜1.55%）を乗じて得た額を計上します。

信託報酬の配分

総額	年率1.6275%（税抜1.55%）		
配分 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の場合	年率 0.8925% (税抜 0.85%)	年率 0.6825% (税抜 0.65%)	年率 0.0525% (税抜 0.05%)
500億円以上1,000億円未満の場合	年率 0.8400% (税抜 0.80%)	年率 0.7350% (税抜 0.70%)	年率 0.0525% (税抜 0.05%)
1,000億円以上の場合	年率 0.7875% (税抜 0.75%)	年率 0.7875% (税抜 0.75%)	年率 0.0525% (税抜 0.05%)

* 委託会社が受け取る報酬には、運用指図に関する権限の委託先であるインベスコ・アドバイザーズ・インクへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜）×40%により計算された報酬額が支払われます。

支払方法

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

a . 該当する費用

- ・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ・ 資産を外国で保管する場合の費用
- ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息
- ・ 投資信託財産に関する租税
- ・ 信託事務の処理等に要する費用

b . 計算方法等

運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。

c . 支払方法

受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

その他信託事務の諸費用

a . 該当する費用

- ・ 監査費用
- ・ 法律顧問への報酬
- ・ 受益権の管理事務等に関連する費用
- ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用
- ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
- ・ 当ファンドの受益者のためにする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
- ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

b . 計算方法等

その他信託事務の諸費用 上限固定率
純資産総額に対して年率0.105%（税抜0.10%）

委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。

委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、当ファンドより受領することができます。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

c . 支払方法

毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取り扱い

a．分配金に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。

b．解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。

c．損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。

また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。

益金不算入制度は、適用されません。

個別元本について

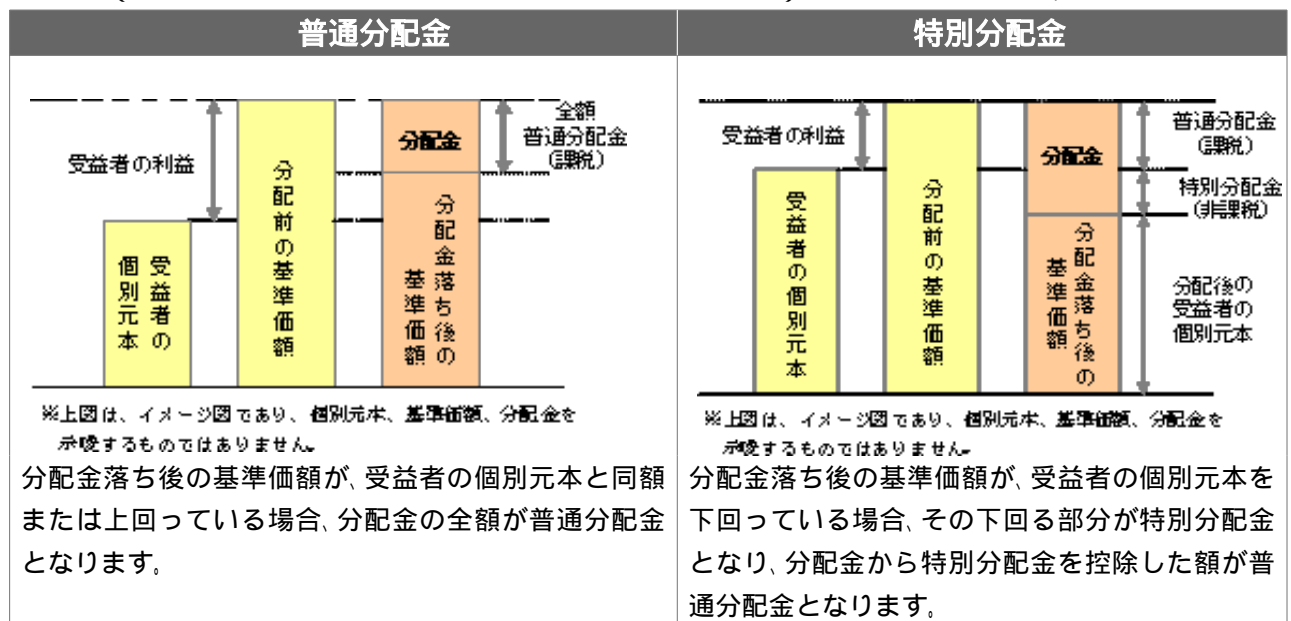
- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別

分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。



課税上の取り扱いについては、税務専門家等にご相談ください。

ファンドに適用されている税制は、平成22年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

5【運用状況】

当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、ファンドの名称が「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ マンスリー・インカム・ファンド」に変更されます。

以下の記載内容は、当該変更前のファンドの運用状況です。

(1)【投資状況】(平成22年4月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	59,866,004	0.51
社債券	アメリカ	9,678,077,360	83.10
	カナダ	528,098,396	4.53
	ルクセンブルク	281,275,178	2.42
	バミューダ	250,286,168	2.15
	オランダ	168,408,817	1.45
	イギリス	137,023,166	1.18
	フランス	115,247,508	0.99
	小計	11,158,416,593	95.81
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		428,203,348	3.68
合計(純資産総額)		11,646,485,945	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】(平成22年4月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	数量(額面)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	社債券	CIT GROUP INC	7.0	2017/5/1	2,440,000	8,807.30	214,898,211	8,842.58	215,758,952	1.85
2	バミューダ	社債券	INTELSAT BERMUDA LTD	-	2017/2/4	2,103,125	9,712.72	204,270,799	9,971.41	209,711,426	1.80
3	アメリカ	社債券	CHESAPEAKE ENERGY CORP	6.375	2015/6/15	2,010,000	9,312.93	187,189,893	9,383.48	188,607,998	1.62
4	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	7.25	2011/10/25	1,930,000	9,706.81	187,341,624	9,717.52	187,548,233	1.61
5	カナダ	社債券	TECK RESOURCES	10.25	2016/5/15	1,570,000	11,264.88	176,858,655	11,382.47	178,704,779	1.53
6	アメリカ	社債券	ECHOSTAR DBS	7.0	2013/10/1	1,810,000	9,783.28	177,077,368	9,783.28	177,077,368	1.52
7	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS INC	8.625	2019/2/15	1,695,000	10,347.70	175,393,515	10,324.18	174,994,893	1.50
8	アメリカ	社債券	BROWN SHOE COMP INC	8.75	2012/5/1	1,790,000	9,642.17	172,594,932	9,665.69	173,015,895	1.49
9	オランダ	社債券	INTERGEN NV	9.0	2017/6/30	1,705,000	9,924.38	169,210,764	9,877.34	168,408,817	1.45
10	アメリカ	社債券	VANGENT INC	9.625	2015/2/15	1,870,000	8,795.54	164,476,691	8,913.13	166,675,577	1.43
11	アメリカ	社債券	PAETEC HOLDING	8.875	2017/6/30	1,650,000	9,712.72	160,260,003	9,759.76	161,036,081	1.38
12	アメリカ	社債券	CITIZENS COMM CO	9.0	2031/8/15	1,680,000	9,136.54	153,494,019	9,454.03	158,827,788	1.36
13	アメリカ	社債券	BERRY PLASTICS CORP	9.5	2018/5/15	1,675,000	9,410.93	157,633,099	9,371.72	156,976,372	1.35

14	アメリカ	社債券	MGM MIRAGE	6.75	2013/4/1	1,720,000	8,724.99	150,069,871	8,960.16	154,114,881	1.32
15	カナダ	社債券	NOVELIS INC	7.25	2015/2/15	1,645,000	9,195.34	151,263,384	9,265.89	152,423,972	1.31
16	アメリカ	社債券	OMNICARE INC	6.75	2013/12/15	1,580,000	9,489.31	149,931,117	9,548.10	150,860,059	1.30
17	カナダ	社債券	OPTI CANADA INC	8.25	2014/12/15	1,570,000	8,983.68	141,043,854	9,101.27	142,889,978	1.23
18	アメリカ	社債券	SPRINT CAPITAL CORP	6.9	2019/5/1	1,590,000	8,701.47	138,353,452	8,936.65	142,092,735	1.22
19	アメリカ	社債券	HILCORP ENERGY	7.75	2015/11/1	1,490,000	9,359.96	139,463,478	9,454.03	140,865,121	1.21
20	アメリカ	社債券	SUNGARD DATA SYSTEMS INC	9.125	2013/8/15	1,440,000	9,653.93	139,016,646	9,689.21	139,524,624	1.20
21	アメリカ	社債券	LPL HOLDINGS INC	10.75	2015/12/15	1,395,000	9,830.31	137,132,894	9,889.10	137,953,067	1.18
22	アメリカ	社債券	GEORGIA-PACIFIC	7.125	2017/1/15	1,345,000	9,795.03	131,743,271	9,971.42	134,115,599	1.15
23	アメリカ	社債券	SMITHFIELD FOODS INC	7.0	2011/8/1	1,350,000	9,700.96	130,963,078	9,712.72	131,121,821	1.13
24	アメリカ	社債券	EXPEDIA INC	8.5	2016/7/1	1,245,000	10,488.80	130,585,622	10,500.56	130,732,018	1.12
25	アメリカ	社債券	GMAC INC	6.75	2014/12/1	1,353,000	9,454.03	127,913,093	9,536.34	129,026,764	1.11
26	アメリカ	社債券	CHARTER COMM OPT	10.875	2014/9/15	1,165,000	10,629.90	123,838,451	10,723.98	124,934,367	1.07
27	ルクセンブルク	社債券	WIND ACQUISITION 144A	10.75	2015/12/1	1,230,000	10,112.52	124,384,057	10,089.00	124,094,792	1.07
28	アメリカ	社債券	NAVISTAR INTL	8.25	2021/11/1	1,220,000	9,783.28	119,356,016	9,971.42	121,651,324	1.04
29	アメリカ	社債券	TERRA CAPITAL INC	7.75	2019/11/1	1,025,000	11,476.54	117,634,535	11,594.12	118,839,806	1.02
30	アメリカ	社債券	NEWFIELD EXPLORATION	6.625	2014/9/1	1,225,000	9,642.17	118,116,643	9,630.41	117,972,599	1.01

種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	各種金融	0.51
社債券		95.81
	合計	96.32

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)

第5 特定期間	第20期(平成11年12月10日現在)	49,570	50,037	0.6914	0.6979
	第21期(平成12年1月11日現在)	47,678	48,122	0.6978	0.7043
	第22期(平成12年2月10日現在)	46,976	47,403	0.7142	0.7207
	第23期(平成12年3月10日現在)	44,399	44,813	0.6966	0.7031
	第24期(平成12年4月10日現在)	41,114	41,510	0.6751	0.6816
	第25期(平成12年5月10日現在)	38,717	39,085	0.6845	0.6910
第6 特定期間	第26期(平成12年6月12日現在)	35,991	36,345	0.6609	0.6674
	第27期(平成12年7月10日現在)	35,497	35,845	0.6623	0.6688
	第28期(平成12年8月10日現在)	34,886	35,230	0.6588	0.6653
	第29期(平成12年9月11日現在)	34,792	35,142	0.6458	0.6523
	第30期(平成12年10月10日現在)	35,403	35,767	0.6318	0.6383
	第31期(平成12年11月10日現在)	33,605	33,976	0.5887	0.5952
第7 特定期間	第32期(平成12年12月11日現在)	32,824	33,197	0.5708	0.5773
	第33期(平成13年1月10日現在)	37,139	37,525	0.6258	0.6323
	第34期(平成13年2月13日現在)	41,622	42,035	0.6555	0.6620
	第35期(平成13年3月12日現在)	45,814	46,124	0.6602	0.6647
	第36期(平成13年4月10日現在)	45,795	46,136	0.6299	0.6346
	第37期(平成13年5月10日現在)	46,318	46,692	0.6204	0.6254
第8 特定期間	第38期(平成13年6月11日現在)	47,954	48,362	0.6094	0.6145
	第39期(平成13年7月10日現在)	52,707	53,099	0.6043	0.6088
	第40期(平成13年8月10日現在)	52,784	53,237	0.5939	0.5990
	第41期(平成13年9月10日現在)	53,001	53,458	0.5689	0.5738
	第42期(平成13年10月10日現在)	49,050	49,466	0.5311	0.5356
	第43期(平成13年11月12日現在)	50,213	50,683	0.5452	0.5503
第9 特定期間	第44期(平成13年12月10日現在)	53,379	53,843	0.5715	0.5764
	第45期(平成14年1月10日現在)	57,085	57,578	0.6021	0.6073
	第46期(平成14年2月12日現在)	56,306	56,740	0.5826	0.5871
	第47期(平成14年3月11日現在)	53,102	53,535	0.5505	0.5550
	第48期(平成14年4月10日現在)	55,840	56,270	0.5578	0.5621
	第49期(平成14年5月10日現在)	55,831	56,252	0.5433	0.5474
第10 特定期間	第50期(平成14年6月10日現在)	54,032	54,460	0.5178	0.5219
	第51期(平成14年7月10日現在)	48,600	49,000	0.4620	0.4658
	第52期(平成14年8月12日現在)	46,462	46,877	0.4471	0.4511
	第53期(平成14年9月10日現在)	46,905	47,290	0.4510	0.4547
	第54期(平成14年10月10日現在)	46,994	47,381	0.4495	0.4532
	第55期(平成14年11月11日現在)	46,857	47,243	0.4485	0.4522
第11 特定期間	第56期(平成14年12月10日現在)	50,252	50,622	0.4754	0.4789
	第57期(平成15年1月10日現在)	50,525	50,868	0.4712	0.4744
	第58期(平成15年2月10日現在)	51,195	51,539	0.4734	0.4765
	第59期(平成15年3月10日現在)	50,888	51,193	0.4671	0.4699
	第60期(平成15年4月10日現在)	52,889	53,213	0.4911	0.4941
	第61期(平成15年5月12日現在)	53,219	53,542	0.4947	0.4977
第12 特定期間	第62期(平成15年6月10日現在)	54,389	54,700	0.5079	0.5108
	第63期(平成15年7月10日現在)	54,937	55,250	0.5076	0.5105
	第64期(平成15年8月11日現在)	54,772	55,081	0.4968	0.4996
	第65期(平成15年9月10日現在)	56,014	56,303	0.5026	0.5052
	第66期(平成15年10月10日現在)	53,530	53,800	0.4760	0.4784
	第67期(平成15年11月10日現在)	53,572	53,873	0.4800	0.4827

第13 特定期間	第68期(平成15年12月10日現在)	52,389	52,675	0.4767	0.4793
	第69期(平成16年1月13日現在)	52,862	53,169	0.4820	0.4848
	第70期(平成16年2月10日現在)	51,635	51,876	0.4714	0.4736
	第71期(平成16年3月10日現在)	54,713	54,997	0.4975	0.5000
	第72期(平成16年4月12日現在)	51,809	52,094	0.4730	0.4756
	第73期(平成16年5月10日現在)	53,644	53,906	0.4917	0.4941
第14 特定期間	第74期(平成16年6月10日現在)	51,725	52,005	0.4799	0.4825
	第75期(平成16年7月12日現在)	50,769	51,048	0.4736	0.4762
	第76期(平成16年8月10日現在)	52,183	52,439	0.4899	0.4923
	第77期(平成16年9月10日現在)	52,380	52,656	0.4937	0.4963
	第78期(平成16年10月12日現在)	52,291	52,577	0.4951	0.4978
	第79期(平成16年11月10日現在)	51,065	51,319	0.4839	0.4863
第15 特定期間	第80期(平成16年12月10日現在)	50,914	51,169	0.4788	0.4812
	第81期(平成17年1月11日現在)	50,632	50,898	0.4754	0.4779
	第82期(平成17年2月10日現在)	51,642	51,888	0.4823	0.4846
	第83期(平成17年3月10日現在)	50,905	51,141	0.4751	0.4773
	第84期(平成17年4月11日現在)	50,814	51,089	0.4805	0.4831
	第85期(平成17年5月10日現在)	47,935	48,187	0.4570	0.4594
第16 特定期間	第86期(平成17年6月10日現在)	48,468	48,736	0.4704	0.4730
	第87期(平成17年7月11日現在)	50,555	50,830	0.4948	0.4975
	第88期(平成17年8月10日現在)	50,175	50,439	0.4940	0.4966
	第89期(平成17年9月12日現在)	48,834	49,106	0.4834	0.4861
	第90期(平成17年10月11日現在)	49,648	49,899	0.4947	0.4972
	第91期(平成17年11月10日現在)	50,045	50,293	0.5032	0.5057
第17 特定期間	第92期(平成17年12月12日現在)	50,777	51,061	0.5195	0.5224
	第93期(平成18年1月10日現在)	48,134	48,357	0.4959	0.4982
	第94期(平成18年2月10日現在)	49,400	49,641	0.5132	0.5157
	第95期(平成18年3月10日現在)	48,564	48,783	0.5101	0.5124
	第96期(平成18年4月10日現在)	47,343	47,584	0.5105	0.5131
	第97期(平成18年5月10日現在)	43,664	43,882	0.4803	0.4827
第18 特定期間	第98期(平成18年6月12日現在)	43,894	44,128	0.4878	0.4904
	第99期(平成18年7月10日現在)	42,644	42,847	0.4827	0.4850
	第100期(平成18年8月10日現在)	42,425	42,641	0.4910	0.4935
	第101期(平成18年9月11日現在)	42,408	42,629	0.4997	0.5023
	第102期(平成18年10月10日現在)	42,817	43,018	0.5122	0.5146
	第103期(平成18年11月10日現在)	41,422	41,632	0.5112	0.5138
第19 特定期間	第104期(平成18年12月11日現在)	40,656	40,864	0.5075	0.5101
	第105期(平成19年1月10日現在)	41,013	41,210	0.5200	0.5225
	第106期(平成19年2月13日現在)	41,482	41,708	0.5330	0.5359
	第107期(平成19年3月12日現在)	39,997	40,175	0.5190	0.5213
	第108期(平成19年4月10日現在)	39,771	39,961	0.5221	0.5246
	第109期(平成19年5月10日現在)	39,591	39,778	0.5303	0.5328
第20 特定期間	第110期(平成19年6月11日現在)	39,073	39,271	0.5326	0.5353
	第111期(平成19年7月10日現在)	38,357	38,537	0.5319	0.5344
	第112期(平成19年8月10日現在)	35,607	35,800	0.4986	0.5013
	第113期(平成19年9月10日現在)	33,580	33,763	0.4782	0.4808
	第114期(平成19年10月10日現在)	34,649	34,820	0.5068	0.5093
	第115期(平成19年11月12日現在)	31,270	31,450	0.4701	0.4728

第21 特定期間	第116期(平成19年12月10日現在)	30,531	30,674	0.4710	0.4732
	第117期(平成20年1月10日現在)	28,745	28,902	0.4561	0.4586
	第118期(平成20年2月12日現在)	26,581	26,733	0.4369	0.4394
	第119期(平成20年3月10日現在)	24,495	24,613	0.4166	0.4186
	第120期(平成20年4月10日現在)	23,907	24,038	0.4193	0.4216
	第121期(平成20年5月12日現在)	24,306	24,441	0.4339	0.4363
第22 特定期間	第122期(平成20年6月10日現在)	24,466	24,597	0.4469	0.4493
	第123期(平成20年7月10日現在)	22,794	22,921	0.4295	0.4319
	第124期(平成20年8月11日現在)	22,464	22,594	0.4335	0.4360
	第125期(平成20年9月10日現在)	21,011	21,125	0.4268	0.4291
	第126期(平成20年10月10日現在)	15,366	15,474	0.3272	0.3295
	第127期(平成20年11月10日現在)	13,825	13,920	0.3047	0.3068
第23 特定期間	第128期(平成20年12月10日現在)	11,399	11,492	0.2567	0.2588
	第129期(平成21年1月13日現在)	12,263	12,362	0.2841	0.2864
	第130期(平成21年2月10日現在)	12,154	12,243	0.2883	0.2904
	第131期(平成21年3月10日現在)	11,686	11,776	0.2864	0.2886
	第132期(平成21年4月10日現在)	12,566	12,658	0.3155	0.3178
	第133期(平成21年5月11日現在)	13,063	13,152	0.3369	0.3392
第24 特定期間	第134期(平成21年6月10日現在)	12,909	13,000	0.3427	0.3451
	第135期(平成21年7月10日現在)	12,070	12,159	0.3271	0.3295
	第136期(平成21年8月10日現在)	13,200	13,288	0.3630	0.3654
	第137期(平成21年9月10日現在)	12,166	12,251	0.3416	0.3440
	第138期(平成21年10月13日現在)	12,080	12,164	0.3444	0.3468
	第139期(平成21年11月10日現在)	12,029	12,105	0.3482	0.3504
	平成21年4月末日	12,570	-	0.3226	-
	平成21年5月末日	12,716	-	0.3347	-
	平成21年6月末日	12,544	-	0.3387	-
	平成21年7月末日	12,874	-	0.3525	-
	平成21年8月末日	12,351	-	0.3443	-
	平成21年9月末日	12,272	-	0.3476	-
	平成21年10月末日	12,338	-	0.3549	-
	平成21年11月末日	11,533	-	0.3383	-
	平成21年12月末日	12,184	-	0.3638	-
	平成22年1月末日	11,592	-	0.3543	-
	平成22年2月末日	11,219	-	0.3510	-
	平成22年3月末日	11,649	-	0.3725	-
	平成22年4月末日	11,646	-	0.3798	-

【分配の推移】

		1口当たりの分配金(円)			1口当たりの分配金(円)
第5 特定期間	第20期	0.0065	第6 特定期間	第26期	0.0065
	第21期	0.0065		第27期	0.0065
	第22期	0.0065		第28期	0.0065
	第23期	0.0065		第29期	0.0065
	第24期	0.0065		第30期	0.0065
	第25期	0.0065		第31期	0.0065

第7 特定期間	第32期	0.0065	第8 特定期間	第38期	0.0052
	第33期	0.0065		第39期	0.0045
	第34期	0.0065		第40期	0.0051
	第35期	0.0045		第41期	0.0049
	第36期	0.0047		第42期	0.0045
	第37期	0.0050		第43期	0.0051
第9 特定期間	第44期	0.0050	第10 特定期間	第50期	0.0041
	第45期	0.0052		第51期	0.0038
	第46期	0.0045		第52期	0.0040
	第47期	0.0045		第53期	0.0037
	第48期	0.0043		第54期	0.0037
	第49期	0.0041		第55期	0.0037
第11 特定期間	第56期	0.0035	第12 特定期間	第62期	0.0029
	第57期	0.0032		第63期	0.0029
	第58期	0.0032		第64期	0.0028
	第59期	0.0028		第65期	0.0026
	第60期	0.0030		第66期	0.0024
	第61期	0.0030		第67期	0.0027
第13 特定期間	第68期	0.0026	第14 特定期間	第74期	0.0026
	第69期	0.0028		第75期	0.0026
	第70期	0.0022		第76期	0.0024
	第71期	0.0026		第77期	0.0026
	第72期	0.0026		第78期	0.0027
	第73期	0.0024		第79期	0.0024
第15 特定期間	第80期	0.0024	第16 特定期間	第86期	0.0026
	第81期	0.0025		第87期	0.0027
	第82期	0.0023		第88期	0.0026
	第83期	0.0022		第89期	0.0027
	第84期	0.0026		第90期	0.0025
	第85期	0.0024		第91期	0.0025
第17 特定期間	第92期	0.0029	第18 特定期間	第98期	0.0026
	第93期	0.0023		第99期	0.0023
	第94期	0.0025		第100期	0.0025
	第95期	0.0023		第101期	0.0026
	第96期	0.0026		第102期	0.0024
	第97期	0.0024		第103期	0.0026
第19 特定期間	第104期	0.0026	第20 特定期間	第110期	0.0027
	第105期	0.0025		第111期	0.0025
	第106期	0.0029		第112期	0.0027
	第107期	0.0023		第113期	0.0026
	第108期	0.0025		第114期	0.0025
	第109期	0.0025		第115期	0.0027

第21 特定期間	第116期	0.0022	第22 特定期間	第122期	0.0024
	第117期	0.0025		第123期	0.0024
	第118期	0.0025		第124期	0.0025
	第119期	0.0020		第125期	0.0023
	第120期	0.0023		第126期	0.0023
	第121期	0.0024		第127期	0.0021
第23 特定期間	第128期	0.0021	第24 特定期間	第134期	0.0024
	第129期	0.0023		第135期	0.0024
	第130期	0.0021		第136期	0.0024
	第131期	0.0022		第137期	0.0024
	第132期	0.0023		第138期	0.0024
	第133期	0.0023		第139期	0.0022

【収益率の推移】

		収益率(%)			収益率(%)
第5 特定期間	第20期	0.57	第6 特定期間	第26期	2.50
	第21期	1.87		第27期	1.20
	第22期	3.28		第28期	0.45
	第23期	1.55		第29期	0.99
	第24期	2.15		第30期	1.16
	第25期	2.36		第31期	5.79
第7 特定期間	第32期	1.94	第8 特定期間	第38期	0.95
	第33期	10.77		第39期	0.10
	第34期	5.78		第40期	0.88
	第35期	1.40		第41期	3.38
	第36期	3.88		第42期	5.85
	第37期	0.71		第43期	3.62
第9 特定期間	第44期	5.72	第10 特定期間	第50期	3.94
	第45期	6.26		第51期	10.04
	第46期	2.49		第52期	2.36
	第47期	4.74		第53期	1.70
	第48期	2.11		第54期	0.49
	第49期	1.86		第55期	0.60
第11 特定期間	第56期	6.78	第12 特定期間	第62期	3.25
	第57期	0.21		第63期	0.51
	第58期	1.12		第64期	1.58
	第59期	0.74		第65期	1.69
	第60期	5.78		第66期	4.81
	第61期	1.34		第67期	1.41
第13 特定期間	第68期	0.15	第14 特定期間	第74期	1.87
	第69期	1.70		第75期	0.77
	第70期	1.74		第76期	3.95
	第71期	6.07		第77期	1.31
	第72期	4.40		第78期	0.83
	第73期	4.46		第79期	1.78

第15 特定期間	第80期	0.56	第16 特定期間	第86期	3.50
	第81期	0.19		第87期	5.76
	第82期	1.94		第88期	0.36
	第83期	1.04		第89期	1.60
	第84期	1.68		第90期	2.85
	第85期	4.39		第91期	2.22
第17 特定期間	第92期	3.82	第18 特定期間	第98期	2.10
	第93期	4.10		第99期	0.57
	第94期	3.99		第100期	2.24
	第95期	0.16		第101期	2.30
	第96期	0.59		第102期	2.98
	第97期	5.45		第103期	0.31
第19 特定期間	第104期	0.22	第20 特定期間	第110期	0.94
	第105期	2.96		第111期	0.34
	第106期	3.06		第112期	5.75
	第107期	2.20		第113期	3.57
	第108期	1.08		第114期	6.50
	第109期	2.05		第115期	6.71
第21 特定期間	第116期	0.66	第22 特定期間	第122期	3.55
	第117期	2.63		第123期	3.36
	第118期	3.66		第124期	1.51
	第119期	4.19		第125期	1.01
	第120期	1.20		第126期	22.80
	第121期	4.05		第127期	6.23
第23 特定期間	第128期	15.06	第24 特定期間	第134期	2.43
	第129期	11.57		第135期	3.85
	第130期	2.22		第136期	11.71
	第131期	0.10		第137期	5.23
	第132期	10.96		第138期	1.52
	第133期	7.51		第139期	1.74

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配額の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配額の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

申込方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、取得のお申し込みの受け付けを行いません。

申込単位

分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。

申込単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

* 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに取得のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことがあります。

申込価額

取得の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の申込価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

申込口数、申込金額または申込代金などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに、お支払いください。

a. 「自動けいぞく投資コース」

販売会社の定める申込単位に従った投資者ご指定の金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

なお、申込手数料は申込代金から差し引かれます。

b. 「一般コース」

申込金額に申込手数料を加算した金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

取得の申し込みにかかる受益権の取り扱い

取得のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2)換金（解約）手続等

換金（解約）方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

換金（解約）請求不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

換金（解約）単位

換金（解約）単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに換金（解約）のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

換金（解約）価額

一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

解約金の支払い

原則として、一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

解約の申し込み受け付けの中止等

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

解約請求にかかる受益権の取り扱い

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

償還金の支払い

原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、販売会社でお支払いを開始いたします。

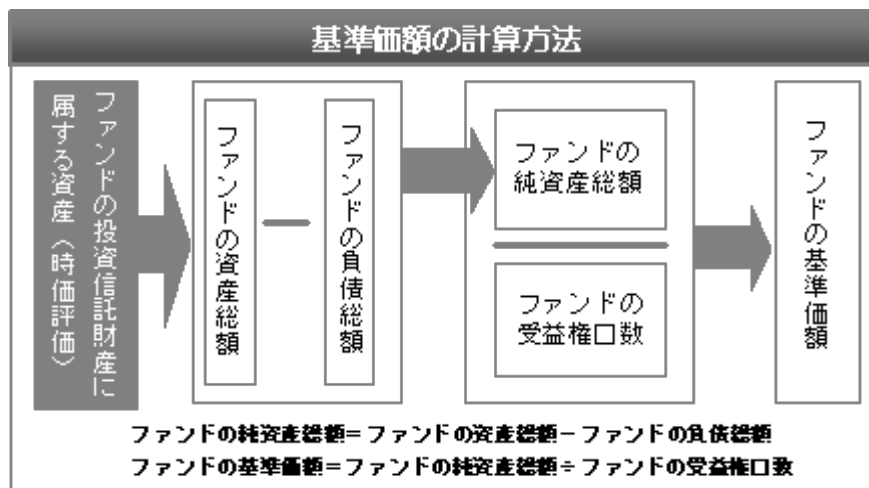
7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価

基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「Mインカ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額の照会先

インベスコ投信投資顧問株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6402-2700
 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

主な投資資産の評価方法の概要

公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国金融商品市場などにおける最終相場 ・ 金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・ 価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。

(2)保管

原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。

* ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。

なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 受益者の主な権利等

受益者は主な権利として、分配金に対する請求権、償還金に対する請求権、受益権の換金（解約）請求権、反対者の買取請求権、受益権均等分割、帳簿閲覧権を有しています。

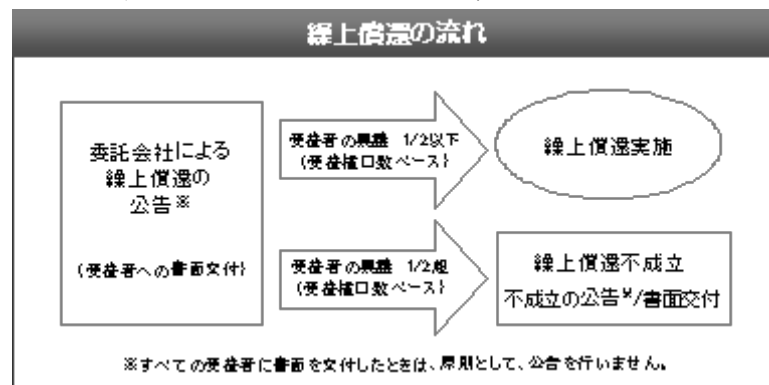
(6) その他

繰上償還

a. 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合、信託終了前に当ファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、解約しようとする旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

なお、信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



b. 信託契約に関する監督官庁の命令

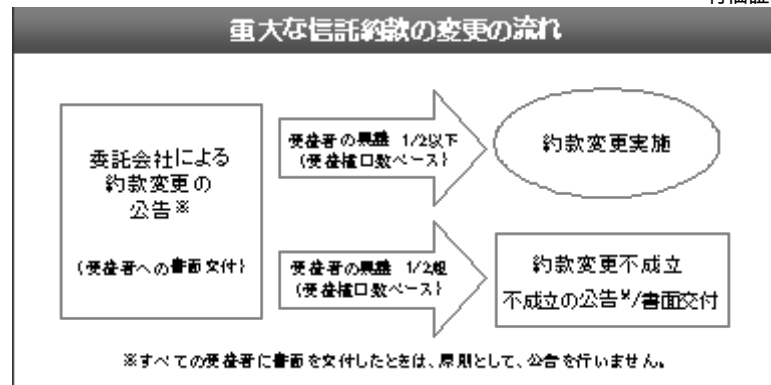
委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定に従います。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

なお、その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。



反対者の買取請求

委託会社が前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとし、）に、委託会社に対して異議を述べるすることができます。

所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、年2回（5月と11月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。

公告

受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

第2【財務ハイライト情報】

当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、ファンドの名称が「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ マンスリー・インカム・ファンド」に変更されます。

以下の記載内容は、当該変更前の財務ハイライト情報です。

- * 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表からの抜粋を記載したものです。
- * ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- * 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、当特定期間の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド

1【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間末 (平成21年5月11日現在)	当特定期間末 (平成21年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	377,571,332	220,796,179
金銭信託	75,686	176,973
コール・ローン	243,122,249	540,364,379
株式	18,521,579	40,238,184
社債券	12,319,859,114	11,161,485,747
未収入金	168,402,080	52,138,519
未収配当金	1,138,294	1,051,466
未収利息	281,608,757	236,718,904
前払費用	20,931,131	6,182,139
その他未収収益	14,391,382	5,457,656
流動資産合計	13,445,621,604	12,264,610,146
資産合計	13,445,621,604	12,264,610,146
負債の部		
流動負債		
未払金	251,490,900	122,301,575
未払収益分配金	89,177,219	76,008,929
未払解約金	23,461,290	21,036,627
未払受託者報酬	566,240	494,381
未払委託者報酬	16,987,107	14,831,451
その他未払費用	431,412	188,324
流動負債合計	382,114,168	234,861,287
負債合計	382,114,168	234,861,287
純資産の部		
元本等		
元本	38,772,704,017	34,549,513,312
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,709,196,581	22,519,764,453
（分配準備積立金）	1,306,994,434	1,141,966,909
純資産合計	13,063,507,436	12,029,748,859
負債純資産合計	13,445,621,604	12,264,610,146

2【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	当特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
営業収益		
受取配当金	1,797,343	2,223,175
受取利息	592,687,806	527,568,168
有価証券売買等損益	1,300,134,698	1,619,562,066
為替差損益	117,111,672	1,147,676,318
その他収益	8,750,197	19,498,519
営業収益合計	1,786,258,372	1,021,175,610
営業費用		
受託者報酬	3,176,406	3,288,031
委託者報酬	95,291,987	98,640,797
その他費用	3,058,138	2,484,813
営業費用合計	101,526,531	104,413,641
営業利益又は営業損失（ ）	1,684,731,841	916,761,969
経常利益又は経常損失（ ）	1,684,731,841	916,761,969
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,684,731,841	916,761,969
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,285,239	5,828,934
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	31,553,139,989	25,709,196,581
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,777,010,257	2,876,082,190
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,777,010,257	2,876,082,190
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,442,656	97,371,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,442,656	97,371,000
分配金	551,641,273	511,869,965
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,709,196,581	22,519,764,453

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前特定期間 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	当特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	<p>組入有価証券（株式）については、移動平均法に基づき原則として時価で評価し、株式以外の組入有価証券については、個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における特定期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>特定期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場、もしくは当該金融商品取引所における特定期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同左</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

2．デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として特定期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
4．収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、平成21年5月10日が休日のため、平成20年11月11日から平成21年5月11日までとなっております。</p>	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 同左</p> <p>(2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、平成21年5月10日が休日のため、平成21年5月12日から平成21年11月10日までとなっております。</p>

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(5) 受益証券の不発行

委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(6) 受益権の譲渡

受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。

上記の申請があった場合、上記の振替機関等は、譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。

ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に、社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分

割できるものとします。

(9)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に支払います。

(10)質権口記載または記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

後記の「第三部 ファンドの詳細情報」について、投資信託説明書（交付目論見書）とは別に、その内容を記した書面を投資信託説明書（請求目論見書）（以下「請求目論見書」といいます。）として作成しております。

請求目論見書のご請求は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。また、請求目論見書の記載内容はEDINET（エディネット）でもご覧いただくことができます。

「Electronic Disclosure for Investors' Network」の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。受益者は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

なお、請求目論見書の記載事項は下記のとおりです

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年2月25日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行

平成22年7月5日 委託会社をモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

からインベスコ投信投資顧問株式会社に変更

運用指図に関する権限の委託先をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからインベスコ・アドバイザーズ・インクに変更

ファンドの名称を「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ マンスリー・インカム・ファンド」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、累積投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。

なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

(2) 申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、取得のお申し込みの受け付けを行いません。

(3) 申込単位

分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。

申込単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

* 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(4) 申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに取得のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことがあります。

(5) 申込価額

取得の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の申込価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

(6) 申込手数料

申込口数、申込金額または申込代金などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

「自動けいぞく投資コース」

販売会社の定める申込単位に従った投資者ご指定の金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

なお、申込手数料は申込代金から差し引かれます。

「一般コース」

申込金額に申込手数料を加算した金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

(8) 取得の申し込みにかかる受益権の取り扱い

取得のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) 換金（解約）請求不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

(3)換金（解約）単位

換金（解約）単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(4)換金（解約）申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに換金（解約）のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

(5)換金（解約）価額

一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。

(6)換金（解約）手数料

ありません。

(7)信託財産留保額

一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

(8)解約金の支払い

原則として、一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

(9)解約の申し込み受け付けの中止等

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、またはその他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国であるエマージング・カントリーにおける政治、経済、社会情勢等の急変等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(5)の規定に準じて計算された価額とします。

(10)解約請求にかかる受益権の取り扱い

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

(11)買取請求

買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。

(12)償還金の支払い

原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、販売会社でお支払いを開始いたします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

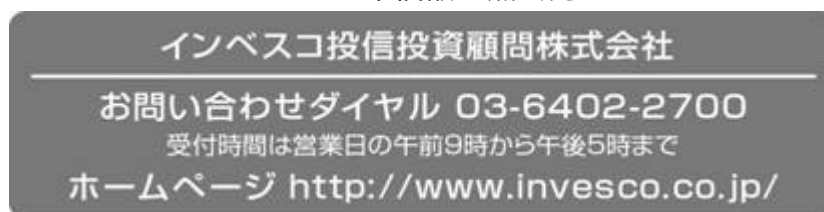
基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「Mインカ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額の照会先



主な投資資産の評価方法の概要

投資資産	評価方法
公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・外国金融商品市場などにおける最終相場 ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。

(2)【保管】

原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。

* ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回る事となった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計

算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

繰上償還

a．信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中において、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、前イ．の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ．前ロ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。

ニ．前ハ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ．の信託契約の解約を行いません。

ホ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ．上記ハ．からホ．までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ．に規定する一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b．信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定に従います。

c．委託会社の登録取消等

委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し信託を終了させます。ただし監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記「信託約款の変更d．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

d．受託会社の辞任および解任

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「

信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

ファンド資産の保管

a．信託業務等

イ．受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

ロ．受託会社は、投資信託財産に属する有価証券を、法令などに基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

b．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）から、売買代金および償還金などについて円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとし、

c．投資信託財産の登記等および記載等の留保等

イ．信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

ロ．前イ．ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとし、

ハ．投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、

ニ．動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

運用報告書

委託会社は、年2回（5月と11月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。

信託約款の変更

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、前a．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c．前b．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとし、

d．前c．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

を超えるときは、信託約款の変更をしません。

- e．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求

委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。

この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係会社との契約の更新等に関する手続きについて

- a．販売会社は、委託会社との間の「受益権の募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、受益権の募集の取り扱いなどを行います。同契約は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取り扱いについてもこれと同様とします。
- b．委託会社は、「運用指図に関する権限の委託契約」に基づき、ファンドの運用指図に関する権限を投資顧問会社に委託します。投資顧問会社は、同契約の規定に従い、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約には、期間の定めはありませんが、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。なお、同契約のいかなる規定も、同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。

公告

受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる計算期間の末日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。

前 の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。当該取得申し込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持ち分に依りて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。なお当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

委託会社が、前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 繰上償還 a . 信託契約の解約」に規定する信託契約の解約、または「1 資産管理等の概要 (5)その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に、委託会社に対して異議を述べるすることができます。

所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の
閲覧・謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、ファンドの名称が「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ マンスリー・インカム・ファンド」に変更されます。

以下の記載内容は、当該変更前のファンドの経理状況です。

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年11月11日から平成21年5月11日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、当特定期間（平成21年5月12日から平成21年11月10日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1【財務諸表】

モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (平成21年5月11日現在)	当特定期間末 (平成21年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	377,571,332	220,796,179
金銭信託	75,686	176,973
コール・ローン	243,122,249	540,364,379
株式	18,521,579	40,238,184
社債券	12,319,859,114	11,161,485,747
未収入金	168,402,080	52,138,519
未収配当金	1,138,294	1,051,466
未収利息	281,608,757	236,718,904
前払費用	20,931,131	6,182,139
その他未収収益	14,391,382	5,457,656
流動資産合計	13,445,621,604	12,264,610,146
資産合計		
	13,445,621,604	12,264,610,146
負債の部		
流動負債		
未払金	251,490,900	122,301,575
未払収益分配金	89,177,219	76,008,929
未払解約金	23,461,290	21,036,627
未払受託者報酬	566,240	494,381
未払委託者報酬	16,987,107	14,831,451
その他未払費用	431,412	188,324
流動負債合計	382,114,168	234,861,287
負債合計		
	382,114,168	234,861,287
純資産の部		
元本等		
元本	38,772,704,017	34,549,513,312
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	25,709,196,581	22,519,764,453
(分配準備積立金)	1,306,994,434	1,141,966,909
純資産合計	13,063,507,436	12,029,748,859
負債純資産合計	13,445,621,604	12,264,610,146

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間	当特定期間
	自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
営業収益		
受取配当金	1,797,343	2,223,175
受取利息	592,687,806	527,568,168
有価証券売買等損益	1,300,134,698	1,619,562,066
為替差損益	117,111,672	1,147,676,318
その他収益	8,750,197	19,498,519
営業収益合計	1,786,258,372	1,021,175,610
営業費用		
受託者報酬	3,176,406	3,288,031
委託者報酬	95,291,987	98,640,797
その他費用	3,058,138	2,484,813
営業費用合計	101,526,531	104,413,641
営業利益又は営業損失（ ）	1,684,731,841	916,761,969
経常利益又は経常損失（ ）	1,684,731,841	916,761,969
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,684,731,841	916,761,969
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,285,239	5,828,934
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	31,553,139,989	25,709,196,581
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,777,010,257	2,876,082,190
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,777,010,257	2,876,082,190
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,442,656	97,371,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,442,656	97,371,000
分配金	551,641,273	511,869,965
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,709,196,581	22,519,764,453

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前特定期間 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	当特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	<p>組入有価証券（株式）については、移動平均法に基づき原則として時価で評価し、株式以外の組入有価証券については、個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における特定期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>特定期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場、もしくは当該金融商品取引所における特定期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同左</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

2．デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として特定期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
4．収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、平成21年5月10日が休日のため、平成20年11月11日から平成21年5月11日までとなっております。</p>	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 同左</p> <p>(2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、平成21年5月10日が休日のため、平成21年5月12日から平成21年11月10日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

	前特定期間末 （平成21年5月11日現在）	当特定期間末 （平成21年11月10日現在）
1. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,709,196,581円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,519,764,453円であります。
2. 当該特定期間の末日における受益権総数	38,772,704,017口	34,549,513,312口
3. 1口当たり純資産額	0.3369円	0.3482円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自平成20年11月11日 至平成21年5月11日			当特定期間 自平成21年5月12日 至平成21年11月10日		
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 34,970,621円			1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 35,134,852円		
2. 分配金の計算過程 （自平成20年11月11日 至平成20年12月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は4,353,722,842円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、93,254,825円（1万口当たり21円）を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 （自平成21年5月12日 至平成21年6月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,713,185,811円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、90,408,380円（1万口当たり24円）を分配金額としております。（外国所得税額13,566円控除後の分配金は90,394,814円となります。）		
	金額（円）	1万口当たり（円）		金額（円）	1万口当たり（円）
A. 配当等収益	85,951,391	19.36	A. 配当等収益	85,561,192	22.72
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,775,165,156	624.93	C. 収益調整金	2,358,374,737	626.05
D. 分配準備 積立金	1,492,606,295	336.11	D. 分配準備 積立金	1,269,249,882	336.93
分配可能額	4,353,722,842	980.40	分配可能額	3,713,185,811	985.70
（自平成20年12月11日 至平成21年1月13日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は4,253,016,314円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、99,285,707円（1万口当たり23円）を分配金額としております。			（自平成21年6月11日 至平成21年7月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,622,094,628円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、88,566,039円（1万口当たり24円）を分配金額としております。		

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	110,729,992	25.65
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,698,226,397	625.05
D. 分配準備 積立金	1,444,059,925	334.51
分配可能額	4,253,016,314	985.21

（自平成21年1月14日 至平成21年2月10日）

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は4,145,209,785円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、88,547,189円（1万口当たり21円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	87,164,094	20.67
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,636,053,043	625.17
D. 分配準備 積立金	1,421,992,648	337.23
分配可能額	4,145,209,785	983.07

（自平成21年2月11日 至平成21年3月10日）

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は4,007,684,311円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、89,775,280円（1万口当たり22円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	72,400,252	19.62
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,310,723,913	626.16
D. 分配準備 積立金	1,238,970,463	335.73
分配可能額	3,622,094,628	981.51

（自平成21年7月11日 至平成21年8月10日）

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,588,665,104円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、87,267,497円（1万口当たり24円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	106,532,358	29.29
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,277,827,224	626.44
D. 分配準備 積立金	1,204,305,522	331.20
分配可能額	3,588,665,104	986.93

（自平成21年8月11日 至平成21年9月10日）

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,500,106,967円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、85,469,370円（1万口当たり24円）を分配金額としております。（外国所得税額12,144円控除後の分配金は85,457,226円となります。）

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	80,900,109	19.83
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,551,577,950	625.28
D. 分配準備 積立金	1,375,206,252	336.99
分配可能額	4,007,684,311	982.10

（自平成21年3月11日 至平成21年4月10日）

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,911,021,685円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、91,601,053円（1万口当たり23円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	86,630,629	21.75
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,491,288,730	625.53
D. 分配準備 積立金	1,333,102,326	334.72
分配可能額	3,911,021,685	982.00

（自平成21年4月11日 至平成21年5月11日）

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,821,955,339円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、89,177,219円（1万口当たり23円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	70,105,481	19.69
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,231,606,295	626.64
D. 分配準備 積立金	1,198,395,191	336.50
分配可能額	3,500,106,967	982.83

（自平成21年9月11日 至平成21年10月13日）

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,449,457,636円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、84,175,460円（1万口当たり24円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	86,064,853	24.53
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,198,460,827	626.82
D. 分配準備 積立金	1,164,931,956	332.13
分配可能額	3,449,457,636	983.48

（自平成21年10月14日 至平成21年11月10日）

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,384,268,221円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、76,008,929円（1万口当たり22円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）		金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	102,868,415	26.53	A. 配当等収益	68,777,842	19.91
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,425,783,686	625.64	C. 収益調整金	2,166,292,383	627.01
D. 分配準備 積立金	1,293,303,238	333.55	D. 分配準備 積立金	1,149,197,996	332.61
分配可能額	3,821,955,339	985.72	分配可能額	3,384,268,221	979.53
3. その他費用 監査報酬およびカस्टディ・フィー等の費用 を計上しております。			3. その他費用 同左		
4. 欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期 追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損 金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額 で表示しております。			4. 欠損金減少額および欠損金増加額 同左		

（関連当事者との取引に関する注記）

前特定期間 自 平成20年11月11日 至 平成21年5月11日	当特定期間 自 平成21年5月12日 至 平成21年11月10日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

前特定期間 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	当特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1．本報告書における開示対象ファンドの当該特定期間における元本額の変動

	前特定期間 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	当特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
期首元本額	45,378,207,024円	38,772,704,017円
期中追加設定元本額	99,429,543円	147,577,283円
期中一部解約元本額	6,704,932,550円	4,370,767,988円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前特定期間末 （平成21年 5月11日現在）		当特定期間末 （平成21年11月10日現在）	
	貸借対照表計 上額（円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計 上額（円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	18,521,579	5,197,500	40,238,184	1,759,023
社債券	12,319,859,114	981,252,992	11,161,485,747	95,320,334
合計	12,338,380,693	986,450,492	11,201,723,931	97,079,357

3. デリバティブ取引等関係

取引の状況に関する事項

前特定期間 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	当特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
1. 取引の内容 ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針 外貨建資金の受渡を行う際の円換算額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針 同左
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引は運用担当部署が、業務部およびコンプライアンス部の承認を得て、取引の範囲等を定めた投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

前特定期間末（平成21年 5月11日現在）

該当事項はありません。

当特定期間末（平成21年11月10日現在）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第 8 借入金明細表

該当事項はありません。

有価証券明細表(株式)

平成21年11月10日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	GMAC INC -PFD	750	596.18	447,140.62	
	計	銘柄数:	1		447,140.62	
					(40,238,184)	
		組入時価比率:	0.3%		100.0%	
	合計				40,238,184	
					(40,238,184)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表(外国公社債)

平成21年11月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	AES CORP	340,000.00	348,500.00	
		AES CORP	1,165,000.00	1,188,300.00	
		AIRGAS INC	250,000.00	259,375.00	
		AMC ENTERTAINMENT INC	785,000.00	808,550.00	
		AMERISTAR CASINOS INC	715,000.00	736,450.00	
		APRIA HEALTHCARE	395,000.00	429,562.50	
		APRIA HEALTHCARE AHG	915,000.00	1,001,925.00	
		ASHLAND INC	760,000.00	820,800.00	
		ATLAS ENERGY RES LLC	1,030,000.00	1,107,250.00	
		AXCAN INTERMEDIATE HOLD	595,000.00	654,500.00	
		BALDOR ELECTRIC	705,000.00	726,150.00	
		BANK OF AMERICA	795,000.00	696,716.53	
		BERRY PLASTICS ESCROW	485,000.00	446,200.00	
		BERRY PLASTICS ESCROW	440,000.00	434,500.00	
		BERRY PLASTICS HOLDING	1,515,000.00	1,397,587.50	
		BOMBARDIER INC	1,880,000.00	1,842,400.00	
		BON-TON DEPT STORES	860,000.00	728,850.00	
		BROWN SHOE COMP INC	1,790,000.00	1,776,575.00	
		CASE NEW HOLLAND INC	565,000.00	563,587.50	
		CHAPARRAL ENERGY	995,000.00	878,087.50	
		CHAPARRAL ENERGY INC	390,000.00	345,150.00	
		CHARTER COMM OPT	1,165,000.00	1,298,975.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	2,010,000.00	1,919,550.00	
		CIE GENER DE GEOPHYSIQUE	1,210,000.00	1,203,950.00	
		CIMAREX ENERGY CO	515,000.00	506,631.25	
		CITIZENS COMM CO	1,680,000.00	1,663,200.00	
		CONSTELLATION BRANDS INC	835,000.00	847,525.00	
		CROWN AMERICAS	600,000.00	612,000.00	
		CSC HOLDINGS INC	820,000.00	867,150.00	
		CSC HOLDINGS INC	1,695,000.00	1,817,887.50	
		ECHOSTAR DBS	1,680,000.00	1,684,200.00	
		EDISON MISSION ENERGY	885,000.00	752,250.00	
		EDISON MISSION ENERGY	550,000.00	433,125.00	
		EL PASO CORP	185,000.00	212,287.50	
		EL PASO CORP	485,000.00	484,175.50	
		EXPEDIA INC	1,245,000.00	1,332,150.00	
		FEDERATED RETAIL	865,000.00	808,775.00	
		FIREKEEPERS DEV	560,000.00	641,200.00	
		FIRST DATA CORP	195,000.00	182,812.50	
		FIRST DATA CORP	1,030,000.00	906,400.00	
		FLEXTRONICS INTL LTD	473,000.00	471,817.50	
		FMC FINANCE III SA	795,000.00	787,050.00	
		FORD MOTOR CREDIT CO LLC	1,930,000.00	1,913,259.18	
		FOREST OIL CORP	895,000.00	886,050.00	

	FOREST OIL CORP	315,000.00	297,675.00	
	FOUNDATION PA COAL CO	755,000.00	766,325.00	
	FRESENIUS US FINANCE II	385,000.00	425,425.00	
	GEORGIA-PACIFIC	1,345,000.00	1,355,087.50	
	GMAC INC	1,353,000.00	1,237,995.00	
	GRAHAM PACKAGING CO	1,080,000.00	1,105,650.00	
	GRAPHIC PACKAGING INTL	1,010,000.00	1,040,300.00	
	HANSON PLC	395,000.00	404,999.82	
	HARRAHS OPERATING ESCROW	1,075,000.00	1,104,562.50	
	HCA INC	840,000.00	812,700.00	
	HCA INC	1,125,000.00	1,040,625.00	
	HCA INC	520,000.00	562,900.00	
	HEALTHSOUTH CORP	715,000.00	781,137.50	
	HEXCEL CORP	700,000.00	682,500.00	
	HILCORP ENERGY	1,490,000.00	1,419,225.00	
	INNOPHOS HOLDING IPHS	770,000.00	773,850.00	
	INNOPHOS INC	795,000.00	810,900.00	
	INTELSAT BERMUDA LTD	1,835,000.00	1,770,775.00	
	INTELSAT CORP	875,000.00	892,500.00	
	INTERFACE INC	1,185,000.00	1,168,706.25	
	INTERGEN NV	1,705,000.00	1,773,200.00	
	INVACARE CORP	370,000.00	393,125.00	
	JBS USA LLC/JBS USA FINA	615,000.00	682,650.00	
	JOHNSON DIVERSEY INC	1,455,000.00	1,489,556.25	
	KEY ENERGY SERVICES INC	745,000.00	730,100.00	
	L-3 COMMUNICATIONS CORP	900,000.00	877,500.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	435,000.00	387,150.00	
	LPL HOLDINGS INC	720,000.00	716,400.00	
	LVB ACQUISITION (BIOMET)	1,170,000.00	1,289,925.00	
	M-FOODS HOLDINGS INC	460,000.00	477,250.00	
	MASSEY ENERGY CO	1,140,000.00	1,114,350.00	
	MGM MIRAGE	2,300,000.00	2,599,000.00	
	MIRANT AMERICAS	300,000.00	247,500.00	
	MIRANT AMERICAS GENR LLC	1,905,000.00	1,724,025.00	
	NAVISTAR INTL	375,000.00	366,562.50	
	NEWFIELD EXPLORATION	1,225,000.00	1,218,875.00	
	NEWFIELD EXPLORATION	325,000.00	329,062.50	
	NEWPAGE CORP	900,000.00	891,000.00	
	NEXTEL COMMUNICATIONS	1,050,000.00	981,750.00	
	NIELSEN FINANCE LLC/CO	745,000.00	763,625.00	
	NORWEGIAN CRUISE LINE LT	485,000.00	480,150.00	
	NOVELIS INC	1,645,000.00	1,501,062.50	
	NRG ENERGY	1,000,000.00	1,020,000.00	
	NTL CABLE PLC	390,000.00	405,600.00	
	NTL CABLE PLC	905,000.00	934,412.50	
	OMNICARE INC	1,580,000.00	1,536,550.00	
	OMNICARE INC	360,000.00	345,600.00	
	OPTI CANADA INC	1,570,000.00	1,310,950.00	

		OWENS BROCKWAY GLASS CON	610,000.00	610,000.00	
		OWENS-BROCKWAY	425,000.00	434,562.50	
		P.H. GLATFELTER	640,000.00	638,400.00	
		PAETEC HOLDING	685,000.00	681,575.00	
		PETROHAWK ENERGY CORP	1,030,000.00	1,127,850.00	
		PHILLIPS VAN-HEUSEN	695,000.00	701,081.25	
		PIONEER NATURAL	755,000.00	731,743.73	
		PLAINS EXPLOR&PROD	1,450,000.00	1,424,625.00	
		PLAINS EXPLORATION	500,000.00	498,750.00	
		PLAINS EXPLORATION	450,000.00	486,000.00	
		QWEST CAPITAL FUNDING	1,605,000.00	1,613,025.00	
		RBS GLOBAL&REXNORD COR	1,165,000.00	1,141,700.00	
		RITE AID CORP	1,445,000.00	1,181,287.50	
		RRI ENERGY INC	1,575,000.00	1,535,625.00	
		SELECT MEDICAL	700,000.00	663,250.00	
		SELECT MEDICAL	1,139,000.00	1,025,100.00	
		SERVICE CORP INT'L	720,000.00	707,400.00	
		SIRIUS SATELLITE	660,000.00	622,050.00	
		SMITHFIELD FOODS INC	1,350,000.00	1,309,500.00	
		SOLO CUP CO	840,000.00	821,100.00	
		SONAT INC	830,000.00	848,025.94	
		SPRINT CAPITAL CORP	1,590,000.00	1,391,250.00	
		SUN HEALTHCARE	1,105,000.00	1,121,575.00	
		SUNGARD DATA SYSTEMS INC	1,440,000.00	1,463,400.00	
		SUNGARD DATA SYSTEMS INC	225,000.00	239,625.00	
		SUPERVALU INC	540,000.00	545,400.00	
		SUPERVALU INC	535,000.00	544,362.50	
		TECK RESOURCES	1,570,000.00	1,793,725.00	
		TENET HEALTHCARE	530,000.00	590,950.00	
		TENET HEALTHCARE CORP	820,000.00	803,600.00	
		TERRA CAPITAL INC	1,025,000.00	1,067,281.25	
		TEXAS COMP ELEC HOLD LLC	700,000.00	509,250.00	
		TICKETMASTER ENTERTAINME	850,000.00	874,437.50	
		TRANSDIGM INC	595,000.00	603,925.00	
		UNITED RENTALS NORTH AM	675,000.00	675,000.00	
		VANGENT INC	1,870,000.00	1,790,525.00	
		VERSO PAPER HLDGS LLC/IN	650,000.00	689,000.00	
		WARNER CHILCOTT CORP	1,185,000.00	1,232,400.00	
		WESTLAKE CHEMICALS	630,000.00	601,650.00	
		WIND ACQUISITION 144A	1,230,000.00	1,334,550.00	
		WIND ACQUISITION FIN SA	750,000.00	845,625.00	
		WINDSTREAM CORP	745,000.00	774,800.00	
		WYNN LAS VEGAS	685,000.00	657,600.00	
		XM SATELLITE RADIO HLDGS	600,000.00	613,500.00	
	計	銘柄数 :	136	124,030,289.45	
				(11,161,485,747)	
		組入時価比率 :	92.8%	100.0%	
	合計			11,161,485,747	

				(11,161,485,747)	
--	--	--	--	------------------	--

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 種類毎の小計欄および合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成22年4月30日現在)

資産総額	11,855,611,195 円
負債総額	209,125,250 円
純資産総額(-)	11,646,485,945 円
発行済口数	30,663,090,085 口
1口当たり純資産額(/)	0.3798 円

第5【設定及び解約の実績】

		設定数量 (口)	解約数量 (口)			設定数量 (口)	解約数量 (口)
第5 特定期間	第20期	419,402,464	5,694,200,381	第6 特定期間	第26期	853,978,559	2,958,151,825
	第21期	522,601,432	3,897,919,497		第27期	1,152,387,614	2,012,763,483
	第22期	673,304,613	3,222,247,164		第28期	1,043,062,205	1,680,977,016
	第23期	325,845,900	2,364,079,287		第29期	1,866,606,746	948,985,992
	第24期	707,789,441	3,545,324,454		第30期	3,384,937,190	1,228,417,422
	第25期	247,692,227	4,588,596,909		第31期	2,611,878,455	1,555,228,330
第7 特定期間	第32期	2,738,221,898	2,324,695,885	第8 特定期間	第38期	5,054,467,313	1,016,493,526
	第33期	3,107,967,167	1,263,443,800		第39期	10,626,793,416	2,105,843,528
	第34期	8,048,087,583	3,898,896,737		第40期	6,107,878,110	4,441,370,488
	第35期	8,265,126,332	2,365,637,547		第41期	6,416,558,158	2,134,520,717
	第36期	6,045,840,429	2,733,848,293		第42期	2,915,208,994	3,729,508,020
	第37期	3,012,025,620	1,060,787,603		第43期	2,340,492,022	2,598,825,447
第9 特定期間	第44期	2,871,603,499	1,555,832,393	第10 特定期間	第50期	2,934,138,451	1,357,096,260
	第45期	3,359,685,260	1,955,936,409		第51期	2,282,178,287	1,433,002,758
	第46期	5,620,857,966	3,782,446,977		第52期	905,752,571	2,176,515,069
	第47期	3,582,208,538	3,767,345,957		第53期	1,351,894,250	1,274,730,321
	第48期	5,179,974,492	1,540,798,360		第54期	1,731,716,506	1,181,126,190
	第49期	4,304,106,817	1,645,910,586		第55期	1,455,529,515	1,517,371,427
第11 特定期間	第56期	2,772,350,597	1,545,125,928	第12 特定期間	第62期	1,633,718,429	2,128,677,616
	第57期	2,794,637,385	1,275,704,061		第63期	3,066,985,442	1,930,687,332
	第58期	2,765,438,013	1,845,362,858		第64期	3,053,130,726	1,015,631,308
	第59期	2,632,063,851	1,831,511,725		第65期	2,124,010,567	940,041,215
	第60期	1,896,577,553	3,152,033,831		第66期	2,054,939,181	1,026,745,101
	第61期	2,636,196,923	2,752,758,005		第67期	667,136,809	1,522,884,423

第13 特定期間	第68期	1,042,990,811	2,763,723,824	第14 特定期間	第74期	772,964,773	2,089,839,097
	第69期	2,242,856,180	2,458,646,559		第75期	1,028,574,758	1,611,191,589
	第70期	1,504,603,300	1,647,761,173		第76期	1,035,990,068	1,708,077,056
	第71期	2,212,251,796	1,761,655,114		第77期	1,327,756,679	1,749,142,143
	第72期	849,110,551	1,289,842,524		第78期	1,117,781,898	1,603,955,270
	第73期	402,355,493	854,983,251		第79期	1,474,676,081	1,567,360,136
第15 特定期間	第80期	1,914,736,268	1,109,036,340	第16 特定期間	第86期	835,560,565	2,700,060,330
	第81期	1,194,637,871	1,006,320,571		第87期	906,549,363	1,761,418,166
	第82期	1,371,795,175	820,655,159		第88期	893,703,458	1,502,404,959
	第83期	1,076,236,094	988,812,172		第89期	730,153,487	1,275,166,443
	第84期	967,530,214	2,358,740,456		第90期	743,712,966	1,405,845,556
	第85期	585,558,868	1,451,321,326		第91期	529,407,555	1,432,748,954
第17 特定期間	第92期	373,457,704	2,097,365,418	第18 特定期間	第98期	444,813,531	1,372,075,994
	第93期	319,397,162	985,412,570		第99期	478,718,502	2,121,769,109
	第94期	596,103,752	1,406,412,007		第100期	271,307,038	2,200,688,758
	第95期	460,852,577	1,520,246,962		第101期	642,544,705	2,185,954,888
	第96期	253,502,509	2,711,561,112		第102期	400,910,410	1,671,686,752
	第97期	221,703,118	2,048,364,238		第103期	191,601,916	2,757,259,749
第19 特定期間	第104期	352,235,806	1,281,016,948	第20 特定期間	第110期	81,009,879	1,370,227,028
	第105期	117,725,127	1,357,224,831		第111期	130,030,718	1,390,030,493
	第106期	240,301,108	1,278,545,724		第112期	99,700,369	797,634,460
	第107期	218,802,163	985,306,797		第113期	80,037,894	1,265,255,222
	第108期	214,734,669	1,102,071,431		第114期	128,260,339	1,984,649,637
	第109期	198,649,104	1,712,715,214		第115期	64,926,492	1,918,000,107
第21 特定期間	第116期	73,688,828	1,771,851,504	第22 特定期間	第122期	14,857,175	1,295,316,765
	第117期	271,460,131	2,070,418,326		第123期	24,309,036	1,689,458,552
	第118期	137,934,798	2,321,177,788		第124期	23,296,505	1,275,835,977
	第119期	98,211,409	2,141,624,109		第125期	25,631,191	2,619,991,104
	第120期	37,776,367	1,809,255,974		第126期	13,346,471	2,284,086,552
	第121期	99,870,188	1,099,694,995		第127期	47,819,385	1,629,105,636
第23 特定期間	第128期	12,964,152	984,111,376	第24 特定期間	第134期	46,526,093	1,149,071,366
	第129期	15,817,406	1,255,178,307		第135期	12,391,739	780,033,838
	第130期	14,554,384	1,016,925,101		第136期	28,948,976	570,008,475
	第131期	13,570,384	1,371,952,849		第137期	21,032,783	770,252,182
	第132期	29,707,481	1,010,107,996		第138期	19,241,415	558,370,590
	第133期	12,815,736	1,066,656,921		第139期	19,436,277	543,031,537

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

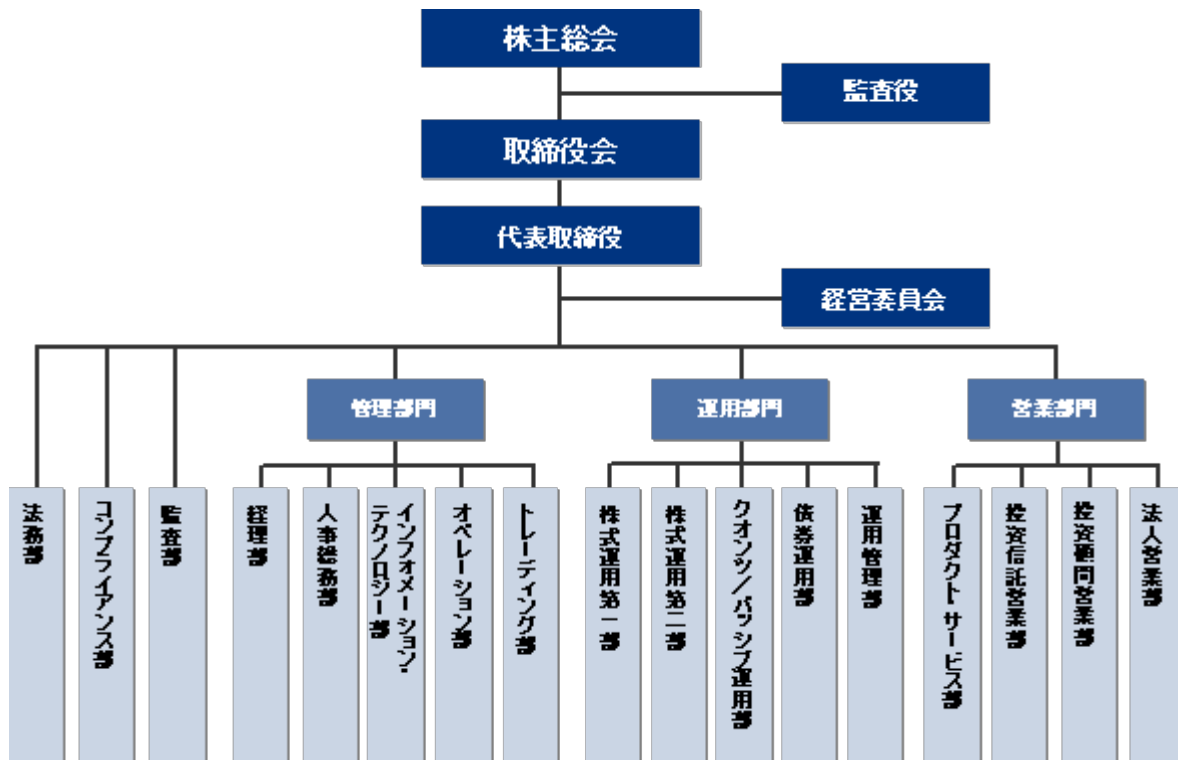
平成22年4月30日現在

資本金	480,000千円
発行可能株式総数	56,400株
発行済株式総数	9,600株

直近5カ年における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

組織図



上記組織図における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役を議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
------	---

代表取締役	代表取締役は、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役を議長とし、原則として毎月1回開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、原則として、毎月1回以上開催される投資戦略委員会において決定されます。 投資戦略委員会は、運用部門長(CIO)および各運用部で構成され、各運用部のトップ・ダウンおよびボトム・アップの調査結果をもとに、国内外の経済動向や市場動向の分析を行い、月次の運用基本方針を協議、決定します。また適宜、長期基本方針を協議、決定します。
Do (実行)	各運用部は、投資戦略委員会で決定された運用基本方針に基づいて運用計画書を策定し、運用部門長(CIO)の承認を受けます。 各運用部のファンドマネジャーは、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	運用リスク管理委員会(IRMC)は、リスク管理委員会(RMC)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用部門から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社が運用の指図を行っている公募投資信託は、以下のとおりです。

(平成22年4月30日現在)

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
追加型株式投資信託	22	119,185
追加型公社債投資信託	1	4,404
合計	23	123,590

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の第18期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表、及び第20期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (平成20年3月31日現在)			第19期 (平成21年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			200			-	
預金			3,207,259			2,087,049	
前払費用			65,425			54,169	
未収入金			85,366			61,139	
未収委託者報酬			635,524			247,193	
未収投資顧問料			67,602			60,583	
未収還付法人税等			-			271,185	
繰延税金資産			120,385			-	
その他の流動資産			20,593			62,449	
流動資産計			4,202,354	89.9		2,843,771	87.1
固定資産							
有形固定資産							
建物	118,735				105,475		
器具備品	28,831	147,566	3.2	19,079	124,554	3.8	
無形固定資産							
ソフトウェア	9,944				11,346		
電話加入権	3,972	13,916	0.3	3,972	15,318	0.5	
投資その他の資産							
投資有価証券	-				161		
差入保証金	292,832				267,531		
従業員長期貸付金	2,780				-		
その他の投資	13,308	308,920	6.6	14,050	281,743	8.6	
固定資産計		470,402	10.1		421,616	12.9	
資産合計		4,672,756	100.0		3,265,387	100.0	

（単位：千円）

科目	第18期 （平成20年3月31日現在）			第19期 （平成21年3月31日現在）		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
			%			%
（負債の部）						
流動負債						
預り金		102,695			37,722	
未払金						
未払収益分配金	5,153			2,861		
未払償還金	55,473			59,815		
未払手数料	271,595			102,324		
その他の未払金	77,555	409,775		90,895	255,897	
未払費用		175,705			108,391	
未払法人税等		187,274			12,655	
未払消費税等		32,857			-	
賞与引当金		168,722			103,368	
その他の流動負債		129			100	
流動負債計		1,077,158	23.1		518,135	15.9
固定負債						
退職給付引当金		283,825			331,230	
役員退職慰労引当金		25,531			31,958	
固定負債計		309,356	6.6		363,188	11.1
負債合計		1,386,514	29.7		881,324	27.0
（純資産の部）						
資本金		480,000	10.3		480,000	14.7
資本剰余金						
資本準備金	114,579			114,578		
その他資本剰余金						
資本金減少差益	117,811			117,810		
資本剰余金合計		232,390	5.0		232,389	7.1
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	2,573,853			1,671,674		
利益剰余金合計		2,573,853	55.1		1,671,674	51.2
株式資本合計		3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
純資産合計		3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
負債・純資産合計		4,672,756	100.0		3,265,387	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業収益			%			%
委託者報酬		3,131,490			1,910,840	
投資顧問料		2,064,996			1,314,672	
付随業務収入		1,431,312			542,622	
営業収益計		6,627,798	100.0		3,768,134	100.0
営業費用						
支払手数料		1,133,797			667,716	
広告宣伝費		118,598			76,530	
公告費		1,263			935	
調査費						
調査費	97,719			131,857		
委託調査費	693,791			476,675		
図書費	3,320	794,830		2,857	611,390	
委託計算費		152,823			122,901	
営業雑経費						
通信費	28,773			23,934		
印刷費	98,749			64,995		
協会費	8,291			7,184		
その他営業雑経費	30,119	165,933		22,770	118,883	
営業費用計		2,367,244	35.7		1,598,357	42.4
一般管理費						
給料						
役員報酬	258,708			197,007		
給料・手当	1,140,765			1,172,891		
賞与	502,669	1,902,142		413,093	1,782,992	
退職金		8,941			2,960	
交際費		24,423			13,559	
寄付金		4,700			4,745	
旅費交通費		108,787			41,395	
租税公課		21,978			18,491	
不動産賃借料		231,020			266,112	
退職給付費用		93,658			94,560	
役員退職慰労引当金繰入		6,067			6,247	
賞与引当金繰入		168,722			103,368	
減価償却費		32,807			27,132	
福利厚生費		184,994			155,752	
諸経費		431,411			376,741	
一般管理費計		3,219,651	48.6		2,894,059	76.8
営業利益又は営業損失()		1,040,904	15.7		724,282	19.2

(単位：千円)

科目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業外収益			%			%
受取利息		7,011			6,892	
有価証券利息		150			278	
未払分配金等償還益		3,645			989	
為替換算差益		19,001			9,547	
雑益		2,915			5,175	
営業外収益計		32,722	0.5		22,883	0.6
営業外費用						
支払利息		-			61	
有価証券売却損		4,852			-	
雑損		4,515			5,695	
営業外費用計		9,368	0.1		5,757	0.2
経常利益又は経常損失()		1,064,259	16.1		707,156	18.8
特別利益						
前期損益修正益		-			58,439	
特別利益計		-	0.0		58,439	1.6
特別損失						
特別退職金		-			54,436	
固定資産除却損		1,734			33	
投資有価証券評価損		-			338	
特別損失計		1,734	0.0		54,808	1.5
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		1,062,524	16.0		703,526	18.7
法人税、住民税及び事業税		528,078			24,796	
法人税等追徴税額		-			53,470	
法人税等調整額		19,052			120,385	
法人税等計		547,130	8.3		198,652	5.3
当期純利益又は当期純損失()		515,395	7.8		902,178	23.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	
	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	金額	金額
株主資本		
資本金		
前期末残高	480,000	480,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	480,000	480,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	114,579	114,578
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	114,579	114,578
その他資本剰余金		
前期末残高	117,811	117,810
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	117,811	117,810
資本剰余金合計		
前期末残高	232,390	232,389
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	232,390	232,389
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,058,457	2,573,852
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	515,395	902,178
当期変動額合計		
当期末残高	2,573,853	1,671,674
利益剰余金合計		
前期末残高	2,058,457	2,573,852
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	515,395	902,178
当期変動額合計		
当期末残高	2,573,853	1,671,674
株主資本合計		
前期末残高	2,770,847	3,286,242
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	515,395	902,178
当期変動額合計		
当期末残高	3,286,242	2,384,063
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	19	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19	-
当期変動額合計		
当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	19	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19	-
当期変動額合計		
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	2,770,866	3,286,242
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	515,395	902,178
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19	-

当期変動額合計	515,376	902,178
当期末残高	3,286,242	2,384,063

重要な会計方針

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これに伴う損益の影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微でありました。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
		(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期の繰入はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	———
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	消費税の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>_____</p>	<p>(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>_____</p>	<p>(貸借対照表) 未収収益から未収投資顧問料に変更しました。 (損益計算書) 金融商品取引法への変更に伴い、兼業収入から付随業務収入に変更しました。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年3月31日現在)		第19期 (平成21年3月31日現在)	
有形固定資産から控除されている減価償却累計額		有形固定資産から控除されている減価償却累計額	
建物	31,745 千円	建物	45,004 千円
器具備品	49,517	器具備品	58,603
計	81,262	計	103,607

（損益計算書関係）

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品1,734千円であります。	固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品33千円であり ます。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

当事業年度（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

(リース取引関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産 器具備品	有形固定資産 器具備品
取得価額相当額 54,590 千円	取得価額相当額 54,590 千円
減価償却累計額相当額 <u>21,836</u>	減価償却累計額相当額 <u>32,754</u>
期末残高相当額 32,754	期末残高相当額 21,836
無形固定資産 ソフトウェア	無形固定資産 ソフトウェア
取得価額相当額 18,145 千円	取得価額相当額 18,145 千円
減価償却累計額相当額 <u>12,701</u>	減価償却累計額相当額 <u>16,330</u>
期末残高相当額 5,444	期末残高相当額 1,815
合計	合計
取得価額相当額 72,735	取得価額相当額 72,735
減価償却累計額相当額 <u>34,537</u>	減価償却累計額相当額 <u>49,084</u>
期末残高相当額 38,198	期末残高相当額 23,650
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 14,792 千円	1年内 13,291 千円
1年超 <u>24,958</u>	1年超 <u>11,665</u>
合計 39,750	合計 24,957
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 15,960千円	支払リース料 13,920千円
減価償却費相当額 14,547千円	減価償却費相当額 12,732千円
支払利息相当額 1,708千円	支払利息相当額 1,048千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	同左
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	第18期			第19期		
	（平成20年3月31日現在）			（平成21年3月31日現在）		
	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	貸借対照表日 における時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	貸借対照表日 における時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	25,000	25,465	465	-	-	-
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	-	-	-	-	-	-
合計	25,000	25,465	465	-	-	-

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第18期			第19期		
	（平成20年3月31日現在）			（平成21年3月31日現在）		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの						
株式	-	-	-	-	-	-
債券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの						
株式	-	-	-	161	161	-
債券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	161	161	-
合計	-	-	-	161	161	-

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損338千円を計上しております。

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

区分	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)	売却の理由
国債	25,000	25,199	199	営業保証金供託の義務が 無くなった為
合計	25,000	25,199	199	-

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却損益の合計額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

5. 時価評価されていない有価証券

前事業年度（平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度（平成20年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券				
国債	-	25,000	-	-
計	-	25,000	-	-

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

(退職給付関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 283,825千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 93,658千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 331,230千円 退職給付引当金 331,230千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 94,560千円 退職給付費用 94,560千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

（税効果会計関係）

第18期 (平成 20年 3月 31日)	第19期 (平成 21年 3月 31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額	退職給付引当金超過額
115,488	134,777
役員退職給付引当金超過額	役員退職給付引当金超過額
10,389	13,004
未払賞与	未払賞与
68,653	42,060
未払事業税	未払費用
16,908	37,800
未払費用	株式報酬費用加算
32,773	42,846
その他	繰越欠損金
14,171	248,836
繰越税金資産小計	その他
258,382	17,810
評価性引当金	繰越税金資産小計
137,996	537,133
繰延税金資産合計	評価性引当金
120,385	537,133
	繰延税金資産合計
	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
(単位：%)	
法定実行税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
40.69	
(調整)	
交際費等永久に損金に参入されない項目	
6.44	
住民税均等割等	
0.22	
評価性引当金	
3.18	
その他	
0.96	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	
51.49	

（関連当事者との取引）

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Invesco Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千英ポンド	投資顧問会社	(被所有)直接100.00	-	投資顧問	受取投資顧問料	60,946	その他未払金	16,103
							支払投資顧問料	217,840			
	Invesco UK Ltd	Finsbury Square, London, UK	75,563千英ポンド	持株会社	(被所有)間接100.00	-	グループ会社管理	グループ会社管理費用	57,529	その他未払金	3,947

(2)兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ireland Ltd	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	515千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取投資顧問料	313,673	未収入金	10,421
親会社の子会社	Invesco Institutional (N.A) Inc	One Midtown Plaza 1360 Peachtree street N.E Atlanta, Georgia 30309 U.S.A	699,289千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	支払投資顧問料	28,198	預り金	64,176
								人件費	65,775	その他未払金	4,810
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取付随業務収入	471,976	未収入金	29,667
								支払投資顧問料	30,376		
親会社の子会社	Invesco Management SA	10 rue Henri Schnadt Luxembourg	3,840千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取投資顧問料	533,842	未収入金	22,280
親会社の子会社	Investment Fund Administrators Ltd.	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	360千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取投資顧問料	226,759	未収入金	9,615
親会社の子会社	Invesco Hong Kong Limited	32nd Floor, Three Pacific Place 1 Queen's Road East Hong Kong	201,173千香港ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取付随業務収入	870,150	未収入金	971

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に影響はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千英ポンド	投資顧問会社	(被所有)直接100.00	投資顧問	受取投資顧問料	8,988	未収入金	320
							支払投資顧問料	197,686	その他未払金	14,588

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U. S.A	1千米ドル	投資顧問会社	なし	投資顧問	受取付随業務収入	438,184	未収入金	23,886
							支払投資顧問料	26,855	その他未払金	2,045

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd（非上場）

INVESCO UK Ltd（非上場、持株会社）

INVESCO Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 342,316円90銭	1株当たり純資産額 248,339円98銭
1株当たり当期純利益金額 53,686円98銭	1株当たり当期純損失金額 93,976円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()の算定上の基礎

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益又は 当期純損失()(千円)	515,395	902,178
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	515,395	902,178
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	9,600	9,600

(重要な後発事象)

特記すべき事項はありません。

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第20期中間会計期末 (平成21年9月30日現在)		
		内訳	金額	構成比
(資産の部)				%
流動資産				
現金及び預金			1,760,719	
前払費用			54,667	
未収入金			116,664	
未収委託者報酬			548,455	
未収投資顧問料			240,354	
その他の流動資産			45,404	
流動資産計			2,766,265	87.2
固定資産				
有形固定資産 1				
建物		99,622		
器具備品		15,977	115,600	3.6
無形固定資産				
ソフトウェア		9,200		
電話加入権		3,972	13,172	0.4
投資その他の資産				
投資有価証券		161		
差入保証金		263,835		
その他の投資		13,611	277,608	8.8
固定資産計			406,381	12.8
資産合計			3,172,646	100.0

（単位：千円）

科目	期別	第20期中間会計期末 （平成21年9月30日現在）		
		内訳	金額	構成比
				%
（負債の部）				
流動負債				
預り金			24,597	
未払金				
未払収益分配金	2,484			
未払償還金	62,479			
未払手数料	263,847			
その他の未払金	71,870		400,681	
未払費用			130,677	
未払法人税等			9,268	
未払消費税等 2			11,021	
賞与引当金			205,788	
その他の流動負債			5,268	
流動負債計			787,303	24.8
固定負債				
退職給付引当金			349,075	
役員退職慰労引当金			36,580	
固定負債計			385,656	12.2
負債合計			1,172,959	37.0
（純資産の部）				
株主資本				
資本金			480,000	15.1
資本剰余金				
資本準備金	114,578			
その他資本剰余金				
資本金減少差益	117,810			
資本剰余金合計			232,389	7.3
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,287,297			
利益剰余金合計			1,287,297	40.6
株主資本合計			1,999,687	63.0
純資産合計			1,999,687	63.0
負債・純資産合計			3,172,646	100.0

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
	内訳	金額	構成比
営業収益			%
委託者報酬		973,634	
投資顧問料		479,148	
付随業務収入		255,445	
営業収益計		1,708,228	100.0
営業費用			
支払手数料		408,786	
広告宣伝費		10,063	
公告費		775	
調査費			
調査費	84,873		
委託調査費	249,362		
図書費	1,634	335,870	
委託計算費		59,658	
営業雑経費			
通信費	12,335		
印刷費	27,870		
協会費	3,588		
その他営業雑経費	90	43,884	
営業費用計		859,039	50.3
一般管理費			
給料			
役員報酬	107,016		
給料・手当	484,190		
賞与	70,398	661,605	
退職金		2,395	
交際費		2,696	
寄付金		4,700	
旅費交通費		12,139	
租税公課		5,373	
不動産賃借料		133,127	
退職給付費用		43,024	
役員退職慰労引当金繰入		4,622	
賞与引当金繰入		103,726	
減価償却費 1		11,100	
福利厚生費		54,672	
諸経費		208,446	
一般管理費計		1,247,631	73.0
営業損失()		398,442	23.3

(単位：千円)

科目	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
	内訳	金額	構成比
営業外収益			%
受取利息		810	
為替換算差益		472	
還付加算金		7,670	
雑益		7,141	
営業外収益計		16,095	0.9
営業外費用			
雑損		884	
営業外費用計		884	0.1
経常損失()		383,231	22.4
税引前中間純損失()		383,231	22.4
法人税、住民税及び事業税		1,145	
法人税等計		1,145	0.1
中間純損失()		384,376	22.5

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

科目	期別	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
	金額	
株主資本		
資本金		
前期末残高		480,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		480,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		114,578
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		114,578
その他資本剰余金		
前期末残高		117,810
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		117,810
資本剰余金合計		
前期末残高		232,389
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		232,389
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		1,671,674
当中間期変動額		
中間純損失()		384,376
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		1,287,297
利益剰余金合計		
前期末残高		1,671,674
当中間期変動額		
中間純損失()		384,376
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		1,287,297
株主資本合計		
前期末残高		2,384,063
当中間期変動額		
中間純損失()		384,376
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		1,999,687
純資産合計		
前期末残高		2,384,063
当中間期変動額		
中間純損失()		384,376
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		-
当中間期変動額合計		384,376
当中間期末残高		1,999,687

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当中間期の繰入はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による中間期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を基準として計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第20期中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)						
1 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	<table> <tr> <td>建物</td> <td>50,857千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>61,705</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>112,562</td> </tr> </table>	建物	50,857千円	器具備品	61,705	計	112,562
建物	50,857千円						
器具備品	61,705						
計	112,562						
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。						

（中間損益計算書関係）

	第20期中間会計期間 (自平成 21年 4月 1日 至平成 21年 9月 30日)				
1 減価償却実施額	<table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>8,954 千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2,145 千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	8,954 千円	無形固定資産	2,145 千円
有形固定資産	8,954 千円				
無形固定資産	2,145 千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

(リース取引関係)

第20期中間会計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

リースの取引開始日が会計基準適用初年度開始(平成20年3月31日)以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産 器具備品	無形固定資産 ソフトウェア	合計	
取得価額相当額	54,590	18,145	72,735	千円
減価償却累計額相当額	<u>38,213</u>	<u>18,145</u>	<u>56,358</u>	
中間期末残高相当額	16,377	0	16,377	

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	11,471千円
1年超	<u>5,881</u>
合計	17,353

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	7,980千円
減価償却費相当額	<u>7,273千円</u>
支払利息相当額	375千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

第20期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第20期中間会計期間 (平成21年9月30日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	161	161	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	161	161	-
合計	161	161	-

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

該当はありません。

（持分法損益等）

第20期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

関連会社がないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	208,300円74銭
1株当たり中間純損失金額	40,039円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純損失金額()の算定上の基礎

	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
中間純損失()(千円)	384,376
普通株式に係る中間純損失()(千円)	384,376
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
期中平均株式数(株)	9,600

(重要な後発事象)

重要な事業の譲受

インベスコ・リミテッド(ニューヨーク証券取引所上場)は、米国時間平成21年10月19日、ヴァン・キャンペン・インベストメンツを含むモルガン・スタンレーの米国を中心とするリテール資産運用事業を取得することについて最終合意いたしました。

この合意は、日本における事業も対象となっております。当社はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の運用資産の一部を承継する予定であり、現在、対象事業の統合に向けての準備を進めております。統合完了は、平成22年半ばを予定しております。

(その他)

特記すべき事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の規定により、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更等

定款の変更は、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

重要な事業の譲受

インベスコ・リミテッド（ニューヨーク証券取引所上場）は、米国時間平成21年10月19日、ヴァン・キャンペン・インベストメンツを含むモルガン・スタンレーの米国を中心とするリテール資産運用事業を取得することについて最終合意いたしました。

この合意は、日本における事業も対象となっております。委託会社はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社から、日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等にかかる事業を譲り受ける予定であり、現在、対象事業の統合に向けての準備を進めております。統合完了は、平成22年7月5日を予定しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成21年9月30日現在)	事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月30日現在)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社	126,000百万円	〃

平成22年5月1日現在。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成21年12月31日現在)	事業の内容
インベスコ・アドバイザーズ・インク	750,581,555米ドル (約69,128百万円)	米国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

米ドルの円換算は、平成21年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=92.10円）によります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。

<再信託受託会社の概要>

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
----	----------------------

資本金	51,000百万円(平成21年9月30日現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を、原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書(交付目論見書)・投資信託説明書(請求目論見書)の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

(3)投資顧問会社

委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

金融商品取引法第13条に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、同条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。なお、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。

交付目論見書に、当ファンドの信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の詳細な内容については、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。また、ファンドの概要を独立して販売用資料として使用することがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、またファンドの商品分類、申し込みに関する事項などを記載することがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙に、課税上は株式投資信託として取り扱われる旨を記載します。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙の裏面に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

インベスコ マンスリー・インカム・ファンドは、公社債などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）などに投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙の裏面に、以下のお知らせを記載することがあります。当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、ファンドの名称が「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ マンスリー・インカム・ファンド」に変更されます。

なお、同日以前の記載内容は、変更前の委託会社の商号およびファンドの名称を使用しています。

「投資信託説明書（目論見書）」に、投信評価機関、投信評価会社などによるレーティング、評価情報および評価分類などを表示する場合があります。

「投資信託説明書（目論見書）」は電子媒体としてインターネットなどに掲載されることがあります。

「投資信託説明書（交付目論見書）」に用語解説を添付します。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	勝 又 三 郎	印
----------------	-------	---------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 信 之	印
----------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成20年11月11日から平成21年5月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成21年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中**新日本監査法人**代表社員 公認会計士 松村 直季
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月22日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勝 又 三 郎	印
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 信 之	印
--------------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成21年5月12日から平成21年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成21年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中**新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員	公認会計士	松村 直季
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	鴨下 裕嗣
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)